

## 第2章

# 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故への対応とその教訓を踏まえた原子力政策のあり方

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から5年が経過しました。我々は、原子力の利用に当たって、決して「安全神話に陥ってはならない」という最大の教訓を得ましたが、今もなお、原子力の利用に対する国民の懸念は払拭できていません。また、再稼働に当たって立地自治体からも様々な要望が寄せられています。

本章では、まず、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた取組や、原子力損害賠償の取組、原発事故の被災者への支援について、この5年間の進展を確認します。

その上で、エネルギー政策を通じた復興・創生への貢献の取組、特に、未来の新エネルギー社会の実現に向けたモデルを福島で創出することを目指して策定する「福島新エネ社会構想」を紹介します。これは、原発事故を経験した福島が新エネルギー社会のモデルを世界に発信し、福島を「再エネ先駆けの地」となることを後押しし、福島における新エネ産業の集積を進める取組です。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力政策の抱える課題に真正面から向き合い、原子力利用に対して失われてしまった社会の信頼を高めていくために、政府として着実な取組を進めていかなければならない諸課題に対処する政策群(原子力社会政策)についての具体的な取組を紹介します。

また、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けての継続的な取組についても、具体的に紹介します。

## 第1節 東京電力福島第一原子力発電所の 廃炉・汚染水対策に関する取組等

### 1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、関係省庁等において定めた「東京電力(株)福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)に基づき、取組が進められています。

この中長期ロードマップでは、廃止措置終了までの30年から40年の期間を3つに区分し、各期間の目標工程を設定しています。また、東京電力福島第一原子力発電所の状況や、廃炉に関する研究開発成果等を踏まえ、継続的に見直していくことを原則としており、2011年12月21日の初版の策定から随時改訂しています。具体的には、2012年7月、2013年6月、2015年6月に改訂しています。

2015年6月の改訂のポイントは以下のとおりです。

- (1) リスク低減の重視：長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位をつけて対応
- (2) 目標工程(マイルストーン)の明確化：地元の声に応え、今後数年間の目標を具体化
- (3) 徹底した情報公開を通じた地元との信頼関係の強化等
- (4) 作業員の被ばく線量の更なる低減・労働安全衛生管理体制の強化
- (5) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構(廃炉技術戦略の司令塔)の強化

【第121-1-1】 中長期ロードマップ改訂のポイント

1. リスク低減の重視

スピード重視



リスク低減重視

スピードだけでなく、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応

汚染水、プール内燃料



可及的速やかに対処

燃料デブリ



周到的な準備の上、安全・確実・慎重に対処

固体廃棄物、水処理二次廃棄物



長期的に対処

2. 目標工程(マイルストーン)の明確化



地元の声に応え、今後数年間の目標を具体化

3. 徹底した情報公開を通じた地元との信頼関係の強化等

福島評議会の設置(昨年2月)



コミュニケーションの更なる充実

(廃炉に係る国際フォーラム等)

4. 作業員の被ばく線量の更なる低減・労働安全衛生管理体制の強化

5. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構(廃炉技術戦略の司令塔)の強化

原賠・廃炉機構の発足(昨年8月)



研究開発の一元的管理・国内外の叡智結集

【第121-1-2】 目標工程(マイルストーン)の明確化

大枠の目標(青字)を堅持した上で、優先順位の高い対策について、直近の目標工程(緑字)を明確化

全体	廃止措置終了	30~40年後
<b>汚染水対策</b>	建屋内滞留水の処理完了	2020年内
取り除く	敷地境界の追加的な実効線量を1mSv/年未満まで低減	2015年度
	多核種除去設備処理水の長期的取扱いの決定に向けた準備開始	2016年度上半期
近づけない	建屋流入量を100m <sup>3</sup> /日未満に抑制	2016年度
漏らさない	高濃度汚染水を処理した水の貯水は全て溶接型タンクで実施	2016年度早期
滞留水処理	建屋内滞留水中の放射性物質の量を半減	2018年度
<b>燃料取り出し</b>	使用済燃料の処理・保管方法の決定	2020年度頃
	1号機燃料取り出しの開始	2020年度
	2号機燃料取り出しの開始	2020年度
	3号機燃料取り出しの開始	2017年度
<b>燃料デブリ取り出し</b>	号機毎の燃料デブリ取り出し方針の決定	2017年夏頃
	初号機の燃料デブリ取り出し方法の確定	2018年度上半期
	初号機の燃料デブリ取り出しの開始	2021年内
<b>廃棄物対策</b>	処理・処分に関する基本的な考え方の取りまとめ	2017年度

## 【第121-1-3】中長期ロードマップにおける廃止措置終了までの期間区分



## 2. 汚染水対策等

原子炉建屋内では、原子炉に水をかけて冷却を続けることで、低温での安定状態を維持していますが、この水が建屋に流入した地下水と混ざり合うことで、日々新たな汚染水が発生しています。このため、2013年9月には、原子力災害対策本部において「汚染水問題に関する基本方針」が決定され、①汚染源に水を「近づけない」、②汚染水を「漏らさない」、③汚染源を「取り除く」という3つの基本方針に沿って、予防的・重層的に対策を進めているところです。

汚染源に水を「近づけない」対策は、汚染水発生量の低減を目的としており、建屋への地下水流入を抑制するための多様な対策を組み合わせ進めています。具体的には、建屋山側でくみ上げた地下水を海洋に排出する地下水バイパスを2014年5月から運用していることに加え、建屋のより近傍で地下水をくみ上げ、浄化して海洋に排出するサブドレン及び地下水ドレンの運用を2015年9月から開始しました。また、2016年3月には凍土方式の陸側遮水壁の凍結を開始しました。さらに、雨水の土壌浸透を防ぐ広域的な敷地舗装（フェーシング）についても、2015年度内に施工予定箇所の9割のエリアで工事を完了しました。

汚染水を「漏らさない」対策は、海洋へ放射性物質が流出するリスクの低減を目的としています。具体的には、信頼性の高い溶接型の貯水タンクの設置や、フランジ型タンクから溶接型タンクへのリプレースを進めているとともに、万一の漏れいにも備えてタンク周囲には二重の堰を設置しています。2015年10月には、建屋の海側に、深さ約30m、全長約780mの鋼管製の杭の壁（海側遮水壁）を設置する工事が完了したことで、放射性物質の海洋への流出量が大幅に低減し、港湾内の水質の改善傾向が確認されています。

汚染源を「取り除く」対策としては、多核種除去設備（ALPS）をはじめ、ストロンチウム除去装置などの複数の浄化設備により汚染水の浄化を行い、スト

ロンチウムを多く含む高濃度汚染水（RO濃縮塩水）の処理については2015年5月に一旦完了しました。さらなるリスク低減の観点から、ストロンチウム除去装置で処理した汚染水の多核種除去設備による再浄化や、継続的に日々発生する汚染水の浄化などに取り組んでいます。また、原子炉建屋の海側の地下トンネル（海水配管トレンチ）には高濃度汚染水が溜まっており、万一漏れいした場合のリスクが大きいとされていたため、2014年11月からポンプで汚染水を抜き取り、トレンチ内を充填・閉塞する作業を進めてきました。2015年12月には、高濃度汚染水の除去・トレンチ内の充填を全て完了し、リスクの大幅な低減が図られました。

これらの予防的・重層的な取組により汚染水対策は大きく前進していますが、汚染水問題の最終的な解決のため、引き続き次の対策に取り組んでいきます。まず、多核種除去設備等で浄化処理した水の長期的取扱いについては、有識者からなる「汚染水処理対策委員会」の下に「トリチウム水タスクフォース」を設置し、その取扱いに関する様々な選択肢の総合的な評価を実施するとともに、トリチウムの分離技術についての検証試験事業の国際公募を実施し、技術検証を進めてきました。また、建屋からの汚染水の漏れいリスクを完全になくすためには、建屋内滞留水中の放射性物質の量を減らす必要があるため、汚染源に「水を近づけない」対策によって地下水位を徐々に下げながら、これに合わせて建屋内滞留水の除去や浄化を進めていくこととしています。

このほか、2015年2月には、発電所構内を流れる「K排水路」から比較的低濃度の放射性物質を含む水が外洋に流出していたことを受けて、国も主体的に関与しながら、東京電力福島第一原子力発電所の敷地境界外に影響を与えるリスクの総点検を実施しました。2015年4月28日に取りまとめられた点検結果を踏まえ追加対策が必要なものについては順次着手しつつ、継続的に対応状況のフォローアップを行っています。

### 3. 使用済燃料プールからの燃料取出し

当面の最優先課題とされていた4号機使用済燃料プールからの燃料取出しについては、2014年12月22日に燃料1,533体全てを共用プールへ移送しました。

1号機については、2015年7月から10月にかけて建屋カバーの屋根パネルを取り外し、2016年夏頃に予定している壁パネルの取り外しに先立って、2016年2月4日より放射性物質を含んだダスト等の飛散防止のための散水設備の設置を開始しています。2号機については、2015年11月26日に建屋上部の解体範囲を決定し、燃料取り出し工法について検討が進められています。3号機については、2015年8月2日に使用済燃料プール内に落下していた最大のガレキである燃料取扱機が撤去され、11月20日にはプール内の主な大型ガレキの撤去が完了し、燃料取り出し装置の設置に向け小型ガレキの撤去等の準備が進められています。

### 4. 燃料デブリ取出し

燃料デブリのある1～3号機の原子炉建屋内は線量も高く、容易に人が近づける環境ではないため、遠隔操作機器・装置等による除染や調査を進めています。

1号機では、2015年2月から9月にかけて、宇宙線ミュオンを利用して燃料デブリの所在を透視する装置が設置され、原子炉内部の状況が測定されました。この調査では、元々燃料が配置されていた炉心位置に、1mを超えるような大きな燃料の塊は確認できなかったことが報告されています。

また、2015年4月には、原子炉格納容器内・1階部分に初めて遠隔調査ロボットが投入され、内部の撮影や線量の計測等が行われました。この調査で得られた情報等を踏まえ、地下階ペDESTAL（原子炉本体を支える基礎）外側における燃料デブリの拡がり状況等の調査が計画されています。

2号機では、原子炉格納容器内・1階部分のペDESTAL内側の調査をするための準備が進んでいます。原子炉格納容器内部に通ずる配管前にあるブロックの撤去が完了し、現在、極めて高い放射線量の低減対策が進められています。また、調査用の小型遠隔操作ロボット（サソリ型）の開発も完了しました。

3号機では、2015年10月、原子炉格納容器内部に調査装置（カメラ、温度計、線量計）が挿入され、内

部の状況が計測・撮影されました。この調査で、3号機の原子炉格納容器内の水位は、推定どおり、炉底部から約6.5mであることが確認されました。

また、2015年12月より、3号機の原子炉建屋内1階（天井高7～8m）において、強い放射線源となっている高所部分（ダクト、配管等）を遠隔操作で除染できるロボットの実証試験を実施しているところです。この他にも、原子炉格納容器の止水技術の開発など、除染・調査以外の研究開発も進められています。

廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として「楢葉遠隔技術開発センター」（福島県双葉郡楢葉町）の建設が、2014年9月から開始され、2015年10月には開所式が実施されました。2016年3月には完成式を実施し、4月より本格運用を開始しています。

研究開発の実施にあたっては、有望な技術を有する海外企業も参画できるようにするなど、国内外の叢智を結集するための取組も進めています。2015年度には、燃料デブリ取り出しのための基盤技術の研究開発に、フランスの企業が参加しています。また、廃炉に関する研究開発を進めている政府機関、民間企業、大学などの連携強化の観点から、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に「廃炉研究開発連携会議」を設置しました。2015年7月には第1回、同年12月には第2回の会議をそれぞれ開催し、研究ニーズとシーズのマッチングなど、研究開発連携強化に向けた具体的取組と課題等について議論を行いました。

### 5. 労働環境の改善

東京電力福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水対策では、高い放射線環境下における高度な技術を要する作業も多いため、専門性の高いより多くの人材が安心して長期間、働くことができる環境を整備することが重要です。東京電力は、これまで継続的に福島第一原子力発電所における労働環境改善に取り組んで来ており、2015年度には大型休憩所の設置、全面マスク着用を不要とするエリア、一般服エリアの構内面積の約9割まで拡大といった取組が行われました。

これまで福島第一原子力発電所では温かい食事を取ることができず作業員の方々は通勤途中のコンビニ等で購入した御弁当を休憩所で食べていましたが、大型休憩所の設置後は、近隣の大熊町大川原地

区にある福島給食センターにて地元福島県産の食材を用いて調理された温かい食事を取ることが可能になりました。

また、全面マスクについては装着すると息苦しい、作業時に同僚の声が聞こえづらい、防護服については動きづらい、通気性がなく熱がこもるといった課題があり、作業時の大きな負担になるとともに、安全確保にあたっての課題ともなっていました。建屋内及び建屋周辺を除いた構内面積の約9割が全面マスク着用を不要とするエリア、一般服エリアとなったことから、労働環境が大幅に改善し、作業の安全性向上に結びつきました。

## 6. 国内外への情報発信

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組は、周辺地域の住民の安心・安全に深く関わるものです。また、風評被害を払拭するという観点からも、国内外の叢智を結集して、活用するという観点からも、国内外に対して正確な情報を発信し、また、国内外からのご意見を伺い、コミュニケーションを充実させることが重要です。

国際社会とのコミュニケーションとしては、例えば、2015年9月にオーストリア（ウィーン）において開催されたIAEA総会をはじめとして、政府要人との面談時等に、福島の実況を伝える映像を上映または手渡しし、理解促進を訴えました。さらに、原子力施設の廃止措置の経験を有する国との間では、政府、研究機関及び事業者の各層において協力関係を構築しており、継続的に情報交換を行っています。

周辺地域とのコミュニケーションの一環として、関係省庁、周辺地域の首長や関係団体等を構成員とする廃炉・汚染水対策福島評議会において、周辺地域の方々のご意見をも聞いた上で、廃炉・汚染水対策の進捗状況をわかりやすく伝えるためのパンフレット<sup>1</sup>や映像<sup>2</sup>を作成する等に取り組んでいます。

また、2016年4月に、福島県いわき市内において、国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関や国内外の関係機関の協力を得つつ、国内外の専門家や地元の方々、学生等に参加いただき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の共催で、第1回福島第一廃炉国際フォーラムを開催しました。

## 第2節 原子力損害賠償

### 1. 原子力損害賠償紛争審査会における原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等

政府は2011年3月11日の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に関して、原子力損害賠償を円滑に進められるよう、原子力損害の範囲など当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等の業務を行うため、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、同年4月11日、「原子力損害賠償紛争審査会」（以下「審査会」という。）を設置しました。

審査会においては、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示することとしており、2011年8月5日、原子力損害の範囲の全体像を示す「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）を策定しました。その間、各省庁に加え、地方公共団体、事業者団体等からヒアリングを行うとともに、17分野76名の専門委員による各分野の被害状況調査を行い、被害状況等の把握に努めました。

その後、審査会では、2011年12月6日に自主的避難等に係る損害に関する中間指針第一次追補、2012年3月16日に政府による避難区域等の見直し等に係る損害についての中間指針第二次追補、2013年1月30日に農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害についての中間指針第三次追補、同年12月26日に避難指示の長期化等に係る損害についての中間指針第四次追補を策定しました。

これらは、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。また、これらの指針に明記されていない損害についても、事故との相当な因果関係がある損害と認められるものは賠償の対象となり、東京電力には、個別具体的な事情に応じた柔軟な対応を求めています。

<sup>1</sup> [http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/hairo\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/hairo_01.pdf)

<sup>2</sup> [http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo\\_osensui/index.html#movie](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/index.html#movie)

### 【第122-1-1】原子力損害賠償紛争審査会委員 (2016年3月現在)

会長	能見 善久	学習院大学 法務研究科 教授
委員	明石 真言	放射線医学総合研究所 理事
	大谷 禎男	弁護士/ 駿河台大学 法科大学院 教授
	大塚 直	早稲田大学 法学部 教授
	鎌田 薫	早稲田大学総長、早稲田大学大学院 法務研究科 教授
	草間 明子	東京医療保健大学 副学長
	高橋 滋	一橋大学大学院 法学研究科 教授
	中島 肇	桐蔭横浜大学 法科大学院 教授/ 弁護士
	野村 豊弘	学習院大学 名誉教授

## 2. 原子力損害賠償紛争審査会における指針等を 踏まえた賠償基準の策定・請求受付の開始

東京電力における原子力損害に係る賠償の基準については、順次策定が行われています。2015年6月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を踏まえ、東京電力は、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償について、早期に避難指示が解除された場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域・居住制限区域全体としての環境整備が必要となる点を踏まえ、2015年8月より追加賠償の受付を開始しました。また、東京電力は、避難指示区域内外の商工業等に係る新たな営業損害賠償についても、同閣議決定を踏まえ、同年8月より受付を開始しました。

2014年7月から受付を開始している住居確保に係る損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会(2016年1月28日開催)において住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、東京電力は、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額の見直しを行いました。引き続き、東京電力には被害者の実態に沿った適切な賠償を実施するよう求めてまいります。

## 3. 原子力損害賠償紛争解決センターの 取組状況

原子力損害賠償紛争審査会は、今回の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた

方々の原子力事業者(東京電力)に対する損害賠償について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として、同審査会の下に「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、2011年9月、東京都港区と福島県郡山市の2か所において業務を開始しました。同センターにおいては、事故の被害を受けた方からの申立てにより、仲介委員が当事者双方から事情を聴き取って損害の調査・検討を行い、双方の意見を調整しながら和解案を提示する、和解の仲介業務を実施しています。

同センターでは、2012年2月以降、多くの申立に共通すると思われる問題点に関して一定の基準を示す「総括基準」を順次策定・公開しており、2016年3月末までに14本の総括基準を策定・公開しています。

また、今後の賠償を円滑に進めていく上での参考とするため、センターで実施されている和解仲介手続を広く周知し、和解事例を紹介しています。具体的には、パンフレット等で周知するほか、代表的な和解事例を盛り込んだ小冊子を作成し、被害者の方々の手元において頂くため、被災自治体等に配布しました。

さらに、申立案件の審理の迅速化を図るため、仲介委員を約280名まで増員するなど、センターの体制の強化を図っており、標準的な申立ては半年程度で解決しています。

## 4. 原子力損害賠償補償契約に関する 法律に基づく措置

政府は、原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づき、原子力損害賠償補償契約を原子力事業者と締結しており、地震、噴火等により原子力損害が発生した場合には、この契約に基づく補償金を支払うこととなっています。

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、政府は、2011年11月、原子力損害賠償補償契約に基づき、同発電所分の1,200億円を東京電力へ支払いました。また、東京電力福島第二原子力発電所において発生した原子力事故についても、原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月に同発電所分の約689億円を東京電力へ支払いました。

## 5. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

### (1) 設立の背景

2011年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害が発生したことを受け、同年6月14日に「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」が閣議決定されました。具体的には、政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、

①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置

②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に係る事業者等への悪影響の回避

③電力の安定供給

の3つを確保するため、「国民負担の極小化」を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずることが確認されました。

こうした中、2011年8月10日に原子力損害賠償支援機構法及び関連する政省令が公布・施行され、原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織を中心とした仕組みを構築するため、同年9月12日に原子力損害賠償支援機構が設立されました。

また、東京電力福島第一原子力発電所について、熔融燃料の取り出しや汚染水の処理など廃炉に向けた取組は、完了までに長い期間を要する極めて困難な事業であり、その推進に当たっては、国内外の叡智を結集し、予防的かつ重層的な取組を進める必要があるため、廃炉を適正かつ着実に進められるよう、国が前面に出て、技術的観点からの企画・支援と必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組むべく、原子力損害賠償支援機構の業務に、「廃炉関係業務」を追加すること等を定めた「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」を2014年2月に国会に提出し、同年5月に成立しました。同年8月18日に原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組されました。

なお、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の附則において、原子力損害賠償の実施状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずるものとされています。

(2)原子力損害賠償・廃炉等支援機構による賠償・廃炉支援の枠組み

①原子力事業者からの負担金の収納

機構は、機構の業務に要する費用に充てるため、原子力事業者から負担金の収納を行います。機構は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応するため、損害賠償に備えるための積立てを行います。

②機構による通常の資金援助

機構に、電気事業、経済、金融、法律、会計に関して専門的な知識と経験を有する者からなる「運営委員会」を設置し、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する議決を行います。原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助(資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等)を行います。

機構は、資金援助に必要な資金を調達するため、政府保証債の発行、金融機関からの借入れをすることができます。

③機構による特別資金援助

(ア)特別事業計画の認定

機構は、原子力事業者に資金援助を行う際に政府の特別な支援が必要な場合、原子力事業者と共に「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることが必要です。

特別事業計画には、原子力損害賠償額の見直し、賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、資金援助の内容及び額、経営の合理化の方策、賠償履行に要する資金を確保するための関係者(ステークホルダー)に対する協力の要請、経営責任の明確化のための方策等について記載し、機構は、計画作成に当たり、原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認します。

その上で、主務大臣は、関係行政機関の長への協議を経て、特別事業計画を認定することとなります。

(イ)特別事業計画に基づく事業者への資金援助

特別事業計画の認定後、政府は、機構による特別事業計画に基づく資金援助(特別援助)を実施するため、機構に国債を交付し、必要に応じて、機構は政府に対し国債の償還を求め(現金化)、原子力事業者に対し必要な資金を交付します。

政府は、国債が交付されてもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがあると認めるときに限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金の交付を行うことができます。

(ウ)機構による国庫納付

原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、一般負担金を納付します。特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、一般負担金に加えて、特別負担金を納付します。

機構は、負担金等を原資として国債の償還額に達するまで国庫納付を行います。

ただし、政府は、負担金によって電気の安定供給等に支障を来し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金の交付を行うことができます。

(エ)損害賠償の円滑化業務

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、

(i)被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、(ii)原子力事業者が保有する資産の買取り、及び(iii)賠償支払の代行(原子力事業者からの委託を受けて賠償の支払、国または都道府県知事の委託を受けて仮払金<sup>注</sup>の支払)を行うことができます。

④廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画・推進

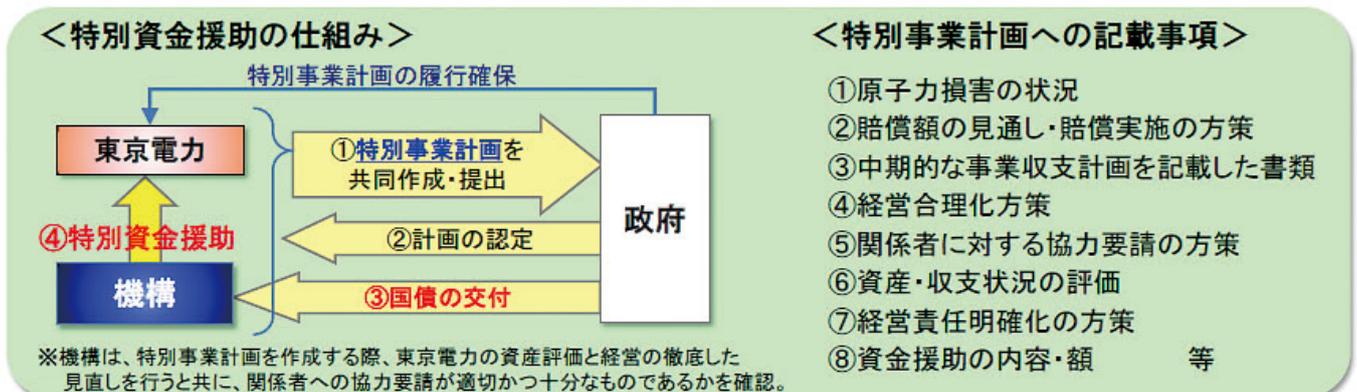
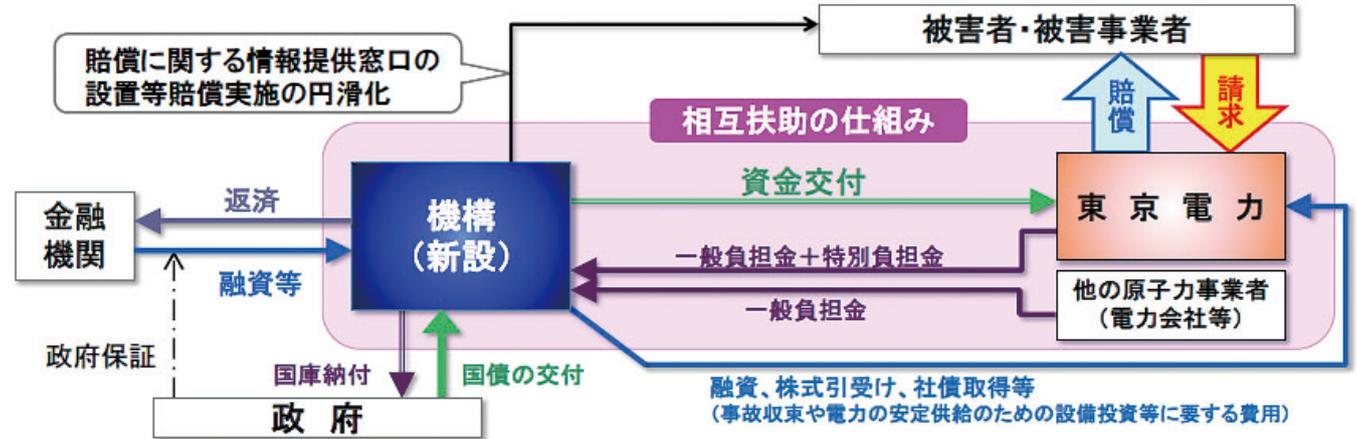
機構は、廃炉等技術委員会の議決及び主務大臣の認可を経て、「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針」を定めました。この方針に基づき、廃炉を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画、調整及び管理に関する業務を実施しています。

その一環として、政府が主導する研究開発事業について、これまでに実施された事業の評価を行うとともに、今後実施する事業の企画に参画しています。

⑤廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

機構は、法定業務である「廃炉等の適切かつ着実

【第122-5-1】原子力損害賠償支援機構による賠償支援



注「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(平成23年法律第91号)に基づく国による仮払金

な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告」及び「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発」の一環として、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」を策定します。今後の廃炉を安全かつ着実に実施する観点から、中長期的観点から専門的な検討を行い、特に、溶け落ちた核燃料の取り出しや廃棄物の対策について、重点的に検討し戦略を策定します。この戦略については、実効性を高めていくために、現場の状況や研究開発の成果を踏まえて絶えず見直します。また、使用済み燃料の取り出しや汚染水の対策についても、事故収束に向けた技術的な観点から、助言、指導、勧告を行います。

## 6. 特別事業計画認定の経緯

- ①2011年11月4日に特別事業計画を認定  
(緊急特別事業計画の認定)
- ②2012年2月13日に認定特別事業計画の変更認定  
(緊急特別事業計画の一部変更認定)
- ③同年5月9日に認定特別事業計画の変更認定  
(総合特別事業計画の認定)
- ④2013年2月4日に認定特別事業計画の変更認定  
(総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑤同年6月25日に認定特別事業計画の変更認定  
(総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑥2014年1月15日に認定特別事業計画の変更認定  
(新・総合特別事業計画の認定)
- ⑦同年8月8日に認定特別事業計画の変更認定  
(新・総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑧2015年4月15日に認定特別事業計画の変更認定  
(新・総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑨同年7月28日に認定特別事業計画の変更認定  
(新・総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑩2016年3月31日に認定特別事業計画の変更認定  
(新・総合特別事業計画の一部変更認定)

政府は、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実施を確保するため、2011年11月に機構及び東京電力により政府宛に申請された特別事業計画を初めて認定しました。政府は、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実施や経営合理化等を含む改革を着実に実施するため、2012年5月には、認定特別事業計画の変更の認定(「総合特別事業計画」の認定)を行いました。当該計画においては、その時点での要賠償額の見通し2兆5,462億7,100万円から、原子力損害の賠

償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東京電力が受領している1,200億円を控除した金額2兆4,262億7,100万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとしていました。その後、新たな賠償基準の策定等により、要賠償額が増額する見通しとなったため、政府は、2013年2月及び6月に、それぞれ認定特別事業計画の変更(総合特別事業計画の一部変更)の認定を行いました。その後、同年12月に原子力災害対策本部決定・閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、国と東京電力の役割分担が明確化されたこと等を受けて、政府は、2014年1月、認定特別事業計画の変更認定(「新・総合特別事業計画」の認定)を行いました。当該計画において、東京電力は、「責任と競争」の両立を基本に、東京電力グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値向上に取り組むこととしています。なお、当該計画では、機構は東京電力に対し、「新・総合特別事業計画」申請時点(2013年12月27日)の要賠償額の見通しから前述の1,200億円を控除した金額4兆4,788億4,400万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとしていました。その後、新たな賠償基準の策定等により、要賠償額が増額する見通しとなったため、政府は2014年8月8日、2015年4月15日、2015年7月28日、2016年3月31日に新・総合特別事業計画の一部変更の認定を行いました。また、2015年7月28日の新・総合特別事業計画の一部変更認定では、要賠償額の増額に加え、賠償や廃炉等に関する取組(6月の閣議決定を踏まえた営業損害の一括賠償等の措置、廃炉ロードマップ等を踏まえた取組体制の強化等)についても更新しています。最新の当該計画における資金交付の時期については、要賠償額から1,889億2,666万円を控除した7兆4,695億8,633万円のうち、既に機構が交付した約5兆9,940億円を控除した金額を、2016年度までに交付する予定となっています。

### <新・総合特別事業計画のポイント>

(2014年1月15日認定、2014年8月8日、2015年4月15日、2015年7月28日、2016年3月31日一部変更認定)

#### ①原子力損害の賠償

現時点における要賠償額の見通しは7.7兆円となっているが、東電は、2015年の閣議決定を踏まえ、

事故の原因者として被害者の方々に徹底して寄り添い、賠償額の増加にとらわれずに最後の一人まで賠償を貫徹するとともに、国の自立支援施策の展開に最大限協力する。

引き続き迅速かつきめ細やかな賠償を徹底するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案を尊重する。また、中間指針第四次追補関連等の賠償に係る未請求者の個人の方に対しても、ダイレクトメールのご送付や、電話連絡、戸別訪問によるご請求の呼びかけ等を実施し、賠償の貫徹に努めていく。

## ②福島復興に向けた取組

福島復興本社の設立(2013年1月)以降、東京電力は、「10万人派遣プロジェクト」により、社員一人ひとりが、被災現場や避難場所に足を運び、被害者の方々や、地元自治体のご意見・ご要望を地道に承り、除染や復興の推進活動に全力を注いできた。

今後はさらなる福島復興の加速化に向け、東電は、「10万人派遣プロジェクト」による社員の派遣を継続し、特に生活環境の整備や農業漁業商工業の再開支援へのご協力などに人的・技術的資源を集中投入する。また、福島復興本社における企画立案機能のさらなる強化等のため、500人規模の管理職の福島専任化を行い、国や自治体との連携加速、産業基盤の育成や雇用創出に主体的に取り組む。加えて、同社は、今後帰還される住民に先立って、Jヴィレッジから避難指示区域内に移転する。

さらに、復興の中核となる産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、国と連携して「先端廃炉技術グローバル拠点構想」の実現に尽力するほか、世界最新鋭高効率石炭火力の建設を進めるなど、人材面・技術面・資金面において東電自らの資源を積極的に投入する。

## ③事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全

東京電力は、福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応を真摯に反省し、ハード・ソフト両面の対策、現場のモチベーション向上策などを総合的に実施する。加えて、1兆円超の追加支出枠を合理化などによって捻出するほか、多核種除去設備(ALPS)増強によるRO濃縮塩水の浄化(トリチウム以外)、福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉及びモックアップ実機試験への活用を行う。

また、国のガバナンスの下で廃炉・汚染水対策を国家的プロジェクトとして完遂するため、原子力部

門から独立した「福島第一廃炉推進カンパニー」を創設し、事故対応に集中できる体制を整備するとともに、我が国の専門的知見を有する社内外の人材の積極的な活用により、廃炉等に係る技術的課題を克服できるよう、オールジャパンの体制で取り組む。

これらにより、東京電力は、廃炉・汚染水対策について事故後の緊急的な対応を改め、国とともに30～40年にわたる長期的な廃炉作業を、緊張感を持って着実に進めていく。また、事故炉の廃炉対策など技術開発や人材育成を通じて広く世界に貢献するため、国とともに廃炉や原子力安全に関する研究開発のための国際的プラットフォームの整備を進める。

さらに、従来の安全文化・対策に対する過信と傲りを一掃し、不退転の覚悟を持って原子力部門の安全改革に取り組むことで、世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織を実現していく。

## ④経営の合理化のための方策

東京電力は、2012年4月の総合特別事業計画策定後、外部専門家を活用した調達改革、リスク限度の精緻化・見直しなどに踏み込んだ抜本的な合理化を断行し、計画を上回る成果を挙げつつある。また、社内カンパニー制・管理会計を導入し、全社へのコスト意識の徹底を図ってきた。今後もこれらを徹底し、総特目標に1.4兆円上積みし、10年間累計で4.8兆円のコスト削減を目指す。

こうした合理化を始めとする様々な経営努力により、自己資本比率を高め、2016年度中の公募社債市場への復帰を目指す。

## ⑤HDカンパニー制の下での事業運営の方向性

今後の競争激化や震災後の節電の定着などを踏まえると、事業基盤である電力需要の中期的な減少リスクは否定できない。このような前提の下、東電は、HDカンパニー制を活用した徹底的なビジネスモデルの改革を推進する。

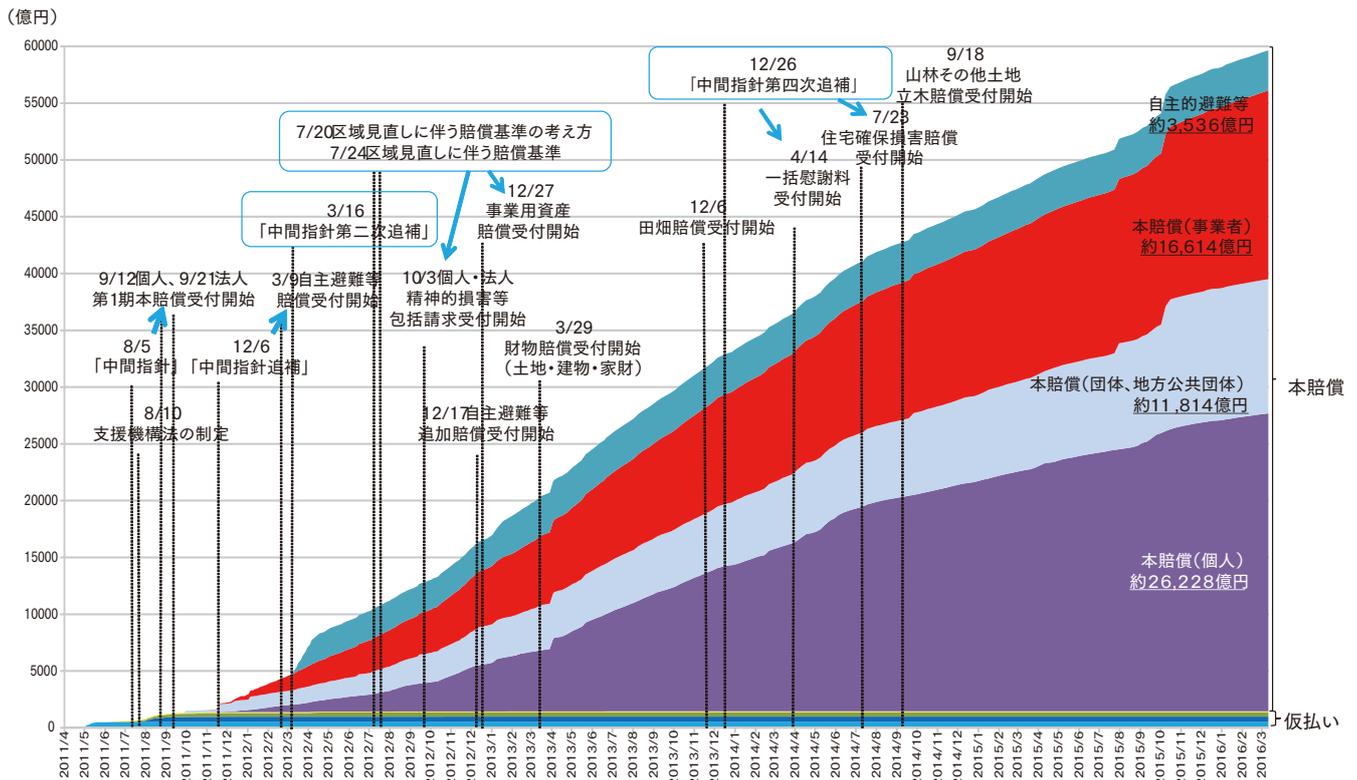
具体的には、福島復興本社と廃炉を含む原子力事業、グループ本社機能を持つ持株会社の下に、燃料・火力、送配電、小売の各事業子会社を設置する。これにより、持株会社は、経営層によるグループ全体のマネジメントを行うとともに、賠償、廃炉、福島復興に責任を持って取り組み、東電グループとして「事故責任の貫徹」を堅持する。また、各事業子会社は、事業の特性に応じた事業戦略を実現し、我が国経済全体に貢献しつつ、企業価値を向上させる。

## 7. 賠償の実績

東京電力における原子力損害については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等において、政府による避難等の指示等により避難の対象となった十数万人規模の住民や事業活動の断念を余儀なくされた多くの事業者等に対して、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等が示さ

れています。東京電力は、中間指針等を踏まえ、政府による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害賠償、財物賠償、営業損害に係る賠償等に加え、中間指針第一次追補で示された自主的避難等対象区域における自主的避難等に係る損害の賠償について、被害者の個別の状況を踏まえて実施しており、2016年3月25日現在で、約5兆9,722億円の支払いが行われています。

【第122-7-1】東京電力による原子力損害賠償の仮払い・本賠償の支払額の推移(2016年3月25日現在)



### 第3節 原子力被災者支援

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から5年が経過しましたが、福島県内の避難状況については、2016年3月31日時点で、福島県全体の避難者数は約10万人であり、このうち、避難指示区域からの避難者数は約7.0万人という状況です。

政府は2013年12月に「原子力災害からの福島復興

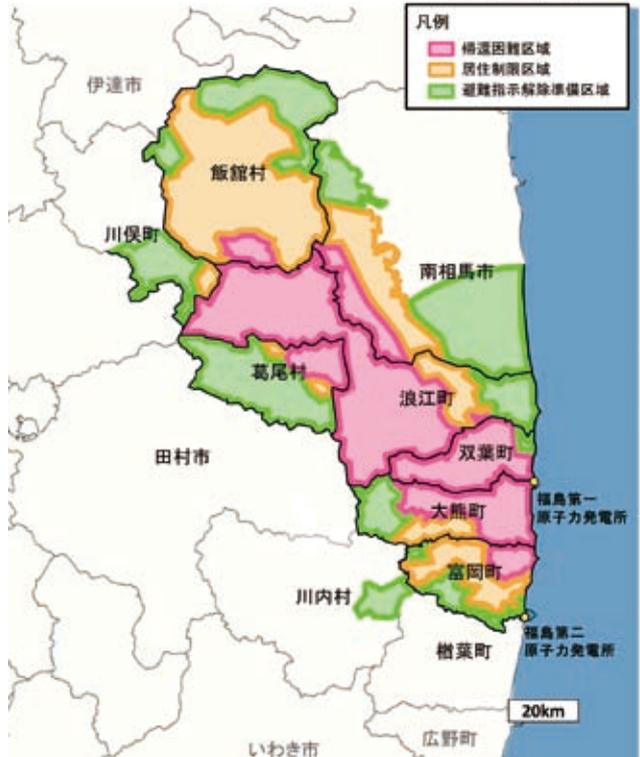
の加速に向けて」を策定し、早期帰還支援と新生活支援の両面での支援、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の強化、国と東京電力の役割分担の明確化について、方向性を提示しました。その後、指針に沿って取組を進め、福島復興・再生は着実な進展を見せています。具体的には、田村市及び川内村について避難指示の解除が実現し、住民の方々の故郷への帰還が可能となりました。

このように具体的な進展が見られるものの、復興の進捗にはばらつきがあり、未だ復興に向けた道筋

が見えないとの声が依然として地元が存在していることも現実です。また、事故発生から長期にわたり避難状態が継続していることに伴う課題も顕在化してきていました。一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくためには、こうした実態に向き合い、これまで以上に対策を加速・充実し、様々な課題に迅速に対応していく必要があります。このような状況を踏まえ、原子力災害からの福島復興・再生を一層加速していくため、2015年6月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂し、必要な対策の追加・拡充を行うこととしました。具体的には、早期帰還支援と新生活支援の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充することとしています。

ため、引き続き、他の市町村についても避難指示区域の解除に向けた調整を行っていくこととしています。

【第123-1-1】避難指示区域の概念図（2015年9月5日現在）



### 1. 避難指示区域等

2014年4月1日に田村市で初の避難指示区域の解除を行い、同年10月1日に川内村の一部でも避難指示区域の解除を行いました。また、2015年9月5日には、全町避難している自治体としては初となる、楢葉町の解除を行っております。

故郷への帰還を望む住民の方々の思いに応える

### 【第123-1-2】市町村の避難指示区域の見直し及び解除について（2015年9月5日現在）

**【新たな避難指示区域】（2011年12月26日原子力災害対策本部決定）**

- 2013年8月8日までに11市町村全てで避難指示区域を3つの区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編
- ・避難指示解除準備区域：年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。
  - ・居住制限区域：現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難を継続することを求める地域。
  - ・帰還困難区域：事故後6年を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。
- ※基準となる年間積算線量は、全ての市町村において2012年3月31日時点のもの。

**【避難指示区域の解除の要件】（2011年12月26日原子力災害対策本部決定）**

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

**【避難指示区域の解除を実施した市町村（日付は施行日）】**

2014年	4月1日	田村市
	10月1日	川内村（避難指示解除準備区域の解除。居住制限区域は同日付で避難指示解除準備区域に見直し。）
2015年	9月5日	楢葉町

**【特定避難勧奨地点の指定解除】（2012年3月30日原子力災害対策本部決定）**

事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして設定された特定避難勧奨地点については、解除後1年間の積算線量20ミリシーベルト以下となることが確認された場合には、解除することとする。

**【特定避難勧奨地点の指定解除を実施した市町村】**

2013年	12月14日	川内村 1地点、伊達市 117地点
2014年	12月28日	南相馬市 142地点

## 2. 帰還に向けた安全・安心対策

国としては、2013年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、住民の方々の自発的な活動を支援する以下を柱とした総合的・重層的な防護措置を講じることとしています。

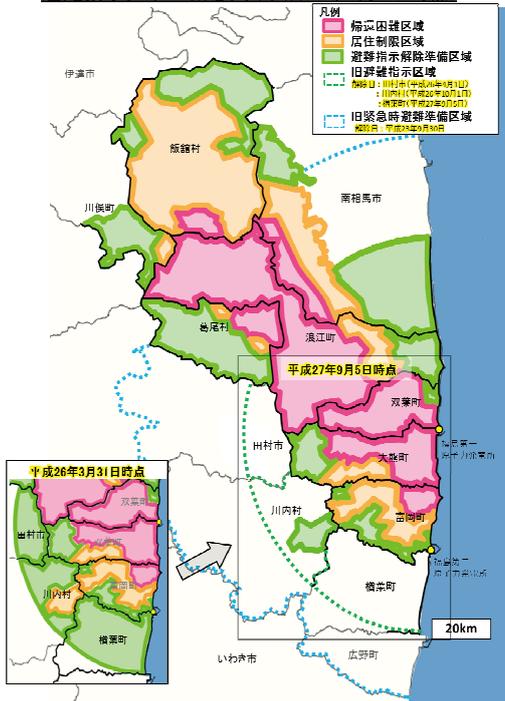
- ・国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量の把握・管理
- ・個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開
- ・保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進
- ・住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施

・帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備

このような対策を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していくこととしています。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努めています。2015年6月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂においても、前述の総合的・重層的な防護措置の取組を今後とも国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく着実に講じていくこととしています。

### 【第123-2-1】避難指示解除に向けた環境整備等

避難指示区域の概念図(平成27年9月5日時点)



#### (1) 早期帰還支援

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後(29年3月)までに避難指示を解除できるように、環境整備を加速
- 避難指示解除時期に関わらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払い

#### (2) 新生活支援

- 復興拠点の迅速な整備に向けた支援策の柔軟活用・ワンストップ対応
- 「福島イノベーション・コースト構想」の具体化
- JR常磐線のできるだけ早期の全線開通

#### (3) 自立支援

平成27・28年度の2年間に、特に集中的に支援を展開し、原子力災害により生じている損害の解消を図る。

- 自立支援策を実施する新たな主体の創設
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

## 3. 除染の実施

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊

の課題となっています。こうした状況を踏まえ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)が可決・成立し、2011年8月30日に公布されました。

2011年11月11日には「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」が閣議決定され、環境の汚染の状況についての監視・測定、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置等に係る考え方が取りまとめられ、関係者の連携の下、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、同方針に基づき取り組むこととしています。

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が除染を実施する除染特別地域においては、市町村ごとに策定する特別地域内除染実施計画に従って事業を進めることとしており、福島県の11市町村（田村市、楢葉町、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町、富岡町及び双葉町）について、同計画を策定しました。

国が行う除染特別地域の除染については、2016年3月末までに、田村市、川内村、大熊町、楢葉町、葛尾村、川俣町及び双葉町について、同計画に基づく面的除染が完了しました。残りの除染についても、同計画に基づき実施中であり、2016年度末までの完了を目指しています。

市町村等が除染等の措置を行う汚染状況重点調査地域については、2016年3月に茨城県銚田市と栃木県佐野市が指定解除となり、8県93市町村が除染実施計画に基づき除染作業を実施しています。子供の生活環境を含む公共施設等の除染については、福島県内で約9割（2016年2月末現在）、福島県外でほぼ終了（2015年12月末現在）となり、予定した除染が完了に近づいています。その他、住宅、農地・牧草地、道路の除染についても、引き続き除染を進めています。

なお、福島県外の57市町村のうち、約9割の市町村は、除染等の措置の進捗について、完了（22市町村）または概ね完了（27市町村）としています。特に2015年11月には、群馬県において、除染実施計画が策定されたすべての市町村で除染等の措置が完了しました。

引き続き、国直轄・市町村除染の実施対象である全ての地域で2016年度末までに除染実施計画に基づく面的除染を完了させるべく、自治体とも連携して全力で取り組むとともにフォローアップ除染を行うなど、必要な措置を確実に実施していきます。

また、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中

間貯蔵施設を整備することとしています。

中間貯蔵施設については、候補地におけるボーリング調査等の結果や、学識経験者から構成される検討会での議論、大熊町及び双葉町の住民を対象とした住民説明会での意見等を踏まえて、2014年7月～8月に国の考え方の全体像を提示しました。これを受けて、同年9月に福島県知事より、施設の建設受入れを容認する旨、大熊町長及び双葉町長は知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨が国に伝達され、2015年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町より施設への除去土壌等の搬入受入れが容認されました。その後、施設予定地内に除去土壌等を一時的に保管する保管場の整備を進め、同年3月から安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、福島県内43市町村から、概ね1年程度かけてそれぞれの現地状況に応じて約1,000m<sup>3</sup>程度ずつ輸送するパイロット輸送を実施しました。

こうした取組と並行して、施設整備に必要な用地を取得するため、環境省として連絡先を把握している全ての地権者に連絡を取り、個別訪問や物件調査を行い、その結果に基づいて順次、補償額の算定作業と提示を進めています。また、連絡先が不明の地権者についても戸籍簿等による調査を進めています。さらに、2015年11月に、用地交渉の加速化を図るため「地権者説明の加速化プラン」をとりまとめ、補償額の算定作業のスピードアップや人員体制の更なる拡充などを行いました。

2016年2月に、パイロット輸送の検証内容も踏まえ、[1] 2016年度から本格施設の整備に着手し、用地取得を加速化して施設を順次、拡張していくこと、[2] 2016年度から段階的に輸送量を増加していくこと等を内容とする「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」を公表しました。さらに、同年3月には、中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表しました。この見通しでは、用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、「復興・創生期間」の最終年である2020年度までに、500万～1,250万m<sup>3</sup>程度の除去土壌等を搬入できる見通しとしています。引き続き、地元のご理解をいただきながら、取組を進めていきます。

#### 4. 原子力災害の被災事業者等のための自立支援策

住民の方々が帰還して故郷での生活を再開するためには、また、外部から新たな住民を呼び込むためには、働く場所、買い物をする場所、医療・介護施

設、行政サービス機能といった、まちとして備えるべき機能が整備されている必要があります。しかしながら、こうした機能を担っていた事業者の多くは、住民の避難に伴う顧客の減少、長期にわたる事業休止に伴う取引先や従業員の喪失、風評被害による売上減少といった苦難に直面しており、こうした状況を克服するためには、生活、産業、行政の三位一体となった政策を進めていく必要があります。

こうした背景を踏まえ、2015年6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて(福島復興指針)」改訂において、今後2年間にわたり、被災事業者の自立へ向けた支援策を集中的に展開していく方針が示され、その実施主体として、同年8月24日に、国(原子力災害対策本部)、福島県、民間(一般社団法人福島相双復興準備機構)からなる「福島相双復興官民合同チーム」が創設されました。

官民合同チームの主な活動内容は、避難指示の対象である12市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を把握するとともに、その結果を踏まえ、専門家を交えたチームにより、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施していくことです。

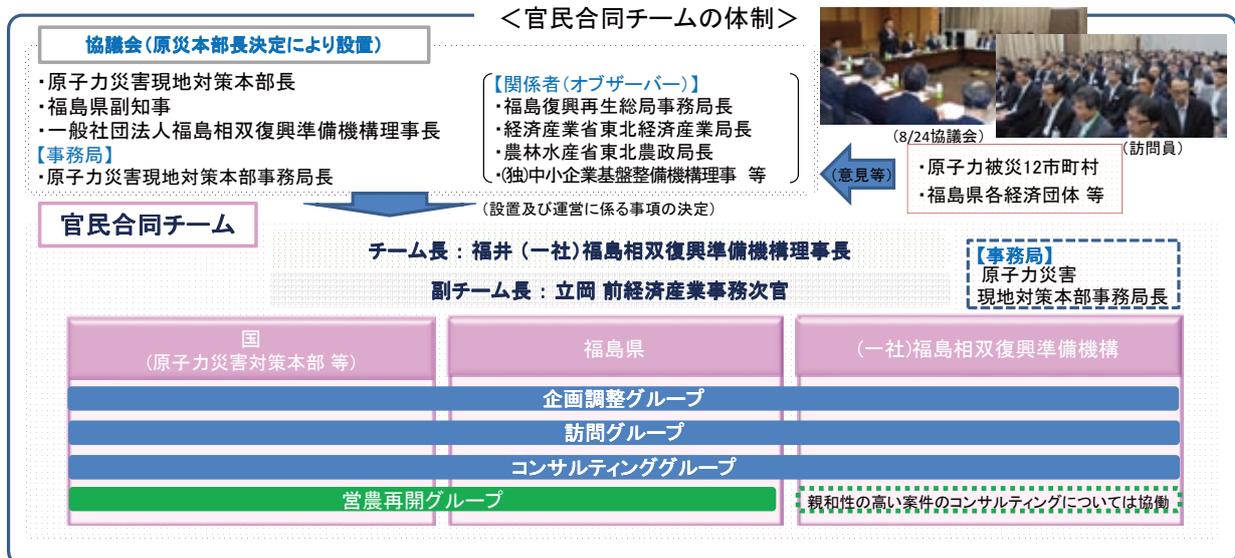
チーム発足翌日から事業者訪問を開始しており、これまでの約7か月の間において、5735件の事業者に対し連絡を行い、3,513件の事業者に訪問しています(2016年3月31日時点)。チームは現在総勢178名体制(2016年3月31日時点)で、県内(福島、郡山、いわき)及び都内の計4拠点に常駐しており、商工会議所、商工会、東京電力等の協力を得ながら、個別訪問を実施しています。

2015年11月には、それまでの官民合同チームの被災事業者訪問の結果を踏まえ、自立支援に係る取組の点検を行いました。これを受け、支援策を抜本的に強化することとし、官民合同チームの専門家による相談体制の強化、中小事業者への設備投資等の支援を図るため、2015年度補正予算で228億円を計上するとともに(「原子力災害による被災事業者の自立支援事業」、2016年1月20日成立)、人材確保のためのマッチングなどについて、2016年度予算で13億円を計上しました。

今後も官民合同チームの個別訪問を継続しながら、これらの支援策の実施を通じて、事業者の自立を図ります。そして事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、まちの復興を後押しすることとしています。

【第123-4-1】福島相双復興官民合同チームの概要

- 平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。チーム員は総勢178人体制(平成28年3月31日現在)で、県内(福島、郡山、いわき)及び都内の計4拠点に常駐。  
※178人のうち約100人が事業者訪問を行う訪問グループ員(2人1組の50組体制)
- チーム発足翌日(25日)から事業者訪問を開始。被災事業者を対象に、訪問・支援を展開。



## 5. 福島・国際研究産業都市構想 (イノベーション・コースト構想)

福島浜通り地域の多くでは、これまで原子力関連企業の事業活動が地域経済の大きな部分を担ってきましたが、震災、原子力災害により産業基盤の多くが失われました。今後、住民の経済的自立と地域経済の復興を実現していくため、その前提となる東京電力福島第一原子力発電所事故の収束なども進めながら、廃炉の研究拠点、ロボットの研究・実証拠点などの新たな研究・産業拠点を整備することで、世界に誇れる新技術や新産業を創出し、イノベーションによる産業基盤の構築を図るとともに魅力あふれる地域再生の実現を目指すイノベーション・コースト構想を推進しています。

構想の具体化に当たっては、国、福島県、市町村が単独で成し遂げることは難しく、この3者をはじめ関係者が一体となって取組を進めていく必要があります。このため、構想具体化に向けた進捗状況を共有しつつ、構想の実現に向けた方策について検討を行うため、原子力災害現地対策本部長を座長として、福島県知事、地元市町村長、有識者、関係省庁で構成される「イノベーション・コースト構想推進会議」を開催し、これまで6回にわたり議論を行っています。2015年6月1日の第5回においては、ロボット研究・実証拠点、国際産学連携拠点、スマート・エコパークに係る個別検討会の結果を踏まえ、それまでの議論を整理し、各プロジェクトの概要及び目標スケジュール、構想実現に向けた考え方をとりまとめました。この内容は、7月30日に、福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において取りまとめられた提言にも盛り込まれました。

こうした全体構想に基づいて、各プロジェクトの事業化が進んでいます。まず、福島浜通りロボット実証区域については、2015年8月12日、南相馬市下太田工業用地で実証区域の第1号案件を実施しました。現在(2016年4月5日)までに4件の実証区域を決定し、9件の実証試験を実施しています。放射線物質分析・研究施設については、大熊町への立地が決定されました。遠隔操作機器・装置の開発・実証施設(モックアップ施設)については、楡葉町にて、2015年10月19日に開所式が実施され、2016年4月より本格運用を開始しています。また、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟については、8月28日に、富岡町が候補地に決定されました。

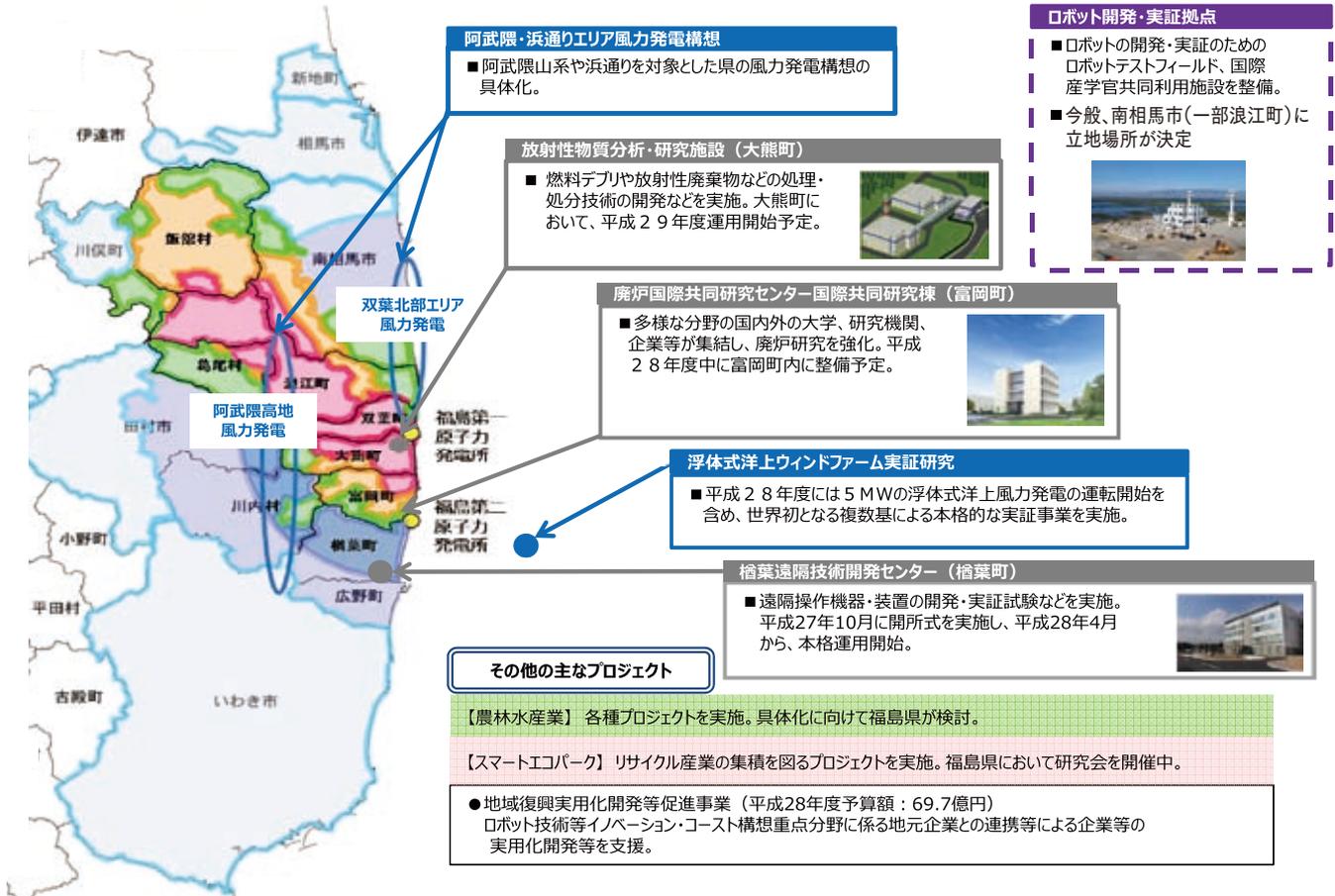
続いて、2016年度予算においては、ロボットテ

ストフィールドや、ロボット技術等の共同利用施設の整備等に加え、イノベーション・コースト構想の重点分野を対象とした地域振興に資する実用化開発等を支援するため、2016年度経済産業省関係予算として計143億円を計上しました。情報発信(アーカイブ)拠点については、福島県が有識者会議を5回開催し、施設の機能、内容等を取りまとめ、2015年9月10日に報告書を知事へ提出しました。スマート・エコパークについては、福島県が2015年8月10日に「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」の設立総会を開催し、130事業者、団体等が参加しました。同研究会を3月までに4回開催するとともに、2016年1月からは研究会活動の一環として事業化推進会議も開催しました。3月末時点で153事業者・団体等が参加しており、新たなリサイクル事業の創出に向けた取組を推進しています。また、ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設(ロボット)の整備・運営に向けて、国と福島県が共同して2015年12月にロボットテストフィールド・国際産学官共同利用施設(ロボット)活用検討委員会を立ち上げ、国と福島県が共同して、両施設の機能等に関する議論が行われ、3月に中間整理が取りまとめられました。その後、同中間整理において示された候補地選定の指定を踏まえ、4月20日、「第51回新生ふくしま復興推進本部会議」において、「ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設(ロボット)」は南相馬市に、「無人航空機を活用した物流試験のための滑走路」については浪江町に立地場所が決定されました。

さらに、こうしたプロジェクトによる拠点整備の効果を地域全体に波及させるため、2016年2月に「拠点を核とした産業集積及び周辺環境整備の課題に係る検討会」を立ち上げ、拠点を核とした関連産業の育成・集積や、各拠点や関連産業に集まる人々に対して利便性の高い生活を提供していくための周辺環境整備など、ソフト面の課題について検討を行っています。

また、新エネルギー分野については、イノベーション・コースト構想を加速し、その成果も活用しつつ、福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とするための取組を推進する「福島新エネ社会構想」を検討、実現に向けた取組を進めて行くこととしています。

【第123-5-1】イノベーション・コースト構想について

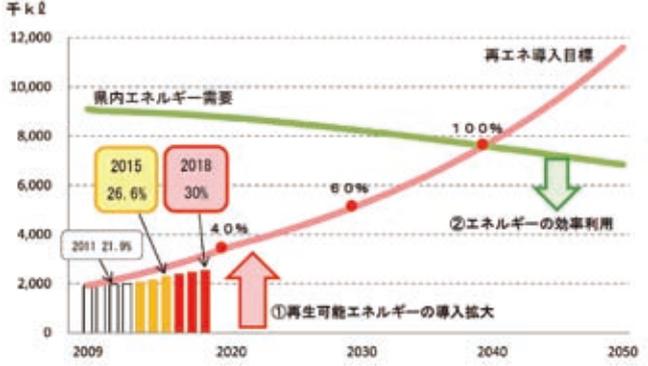


第4節 福島における再生可能エネルギーに関する取組と福島新エネ社会構想

東日本大震災後、福島県は再生可能エネルギーの推進を復興の柱の一つとして、再生可能エネルギー発電設備の導入拡大、関連産業の集積、実証事業・技術開発等の取組を進めています。2012年3月に改訂された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）」においては、原子力に依存しない社会づくりの実現に向け、2040年頃を目処に福島県内の1次エネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すという目標を設定しています。また、その目標達成に向けて必要となる当面の施策を「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」にまとめ、取組を進めています。2016年3月に策定された第2期（2016年度～2018年度）のアクションプランでは、県内1次エネルギー需要量に対する再生可能エネルギーの導入見込量の割合を、2015年度の26.6%から3年間で

3.4%の増加を見込み、2018年度に30%とし、「再生可能エネルギーの導入拡大」と「エネルギーの効率的な利用」を両輪として推進することとしています。国においても、2014年4月に策定した「第四次エネルギー基本計画」で、福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指すとしており、福島の再生・復興に向け、エネルギー産業・技術の拠点として発展していくことを推進しています。

【第124-0-1】福島県における再生可能エネルギー導入見込量の目標値に対する進捗度（「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第2期）」（福島県）より）



## 1. 復興事業による再生可能エネルギーの推進

### (1) 研究開発の推進

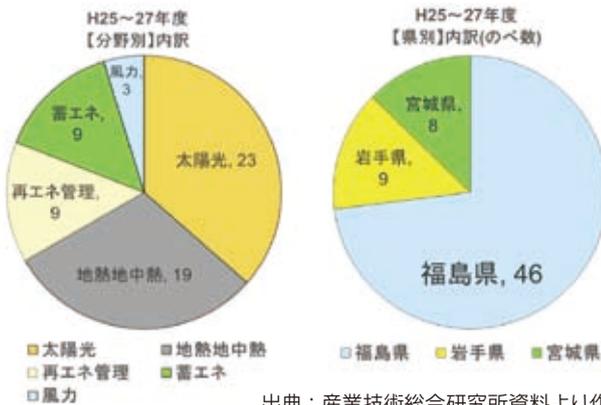
#### ① 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所

産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（FREA）は、本格化する再生可能エネルギーの大量導入を支える新技術を、地元をはじめとする多くの企業と積極的に連携して開発するとともに、大学との共同研究等を通して将来を担う人材の育成などを図るため、2014年4月に福島県郡山市に設立されました。世界に開かれた再生可能エネルギー研究開発の推進と新しい産業の集積を通じた復興への貢献を使命とし、震災からの復興と世界に向けた新技術の発信に取り組んでいます。開所から2年を迎えた現在、約350人が同所内で研究等を実施しており、水素キャリア製造・利用技術、薄型結晶シリコン太陽光電池

モジュール技術などの研究課題に取り組んでいます。

また、被災地企業のシーズ支援プログラムにより、本研究所と企業による共同研究で技術評価、課題解決などを進めることで、被災地の企業が持つ再生可能性エネルギー関連技術などの事業化を支援しており、本プログラムを通じ、2015年度末までに63件の技術開発を支援し、3件の事業化に成功しております。一例としては、太陽電池パネルの異常検知装置の開発が挙げられます。この取組は、太陽電池の異常を検出する技術を持つ企業と産総研の研究者が協力し、FREAに設置された太陽電池パネルや疑似的に発電不良を示す太陽電池パネルを利用して技術の検証を行うことで、メガソーラー等における太陽電池パネルの異常箇所の早期発見を可能とする装置の商品化を実現したものです（本装置は、大手のメガソーラー発電所メンテナンス会社に販売され、利用されています）。

#### 【第124-1-1】「被災地企業のシーズ支援プログラム」の採択内訳(平成27年10月時点)



出典：産業技術総合研究所資料より作成

#### 【第124-1-2】事業化に成功した商品の概要



出典：産業技術総合研究所資料より作成

さらに、2016年4月には太陽光発電用大型パワーコンディショナー等の先端的研究開発及び試験評価を行う世界最大級の施設「スマートシステム研究棟」が完成しました。パワーコンディショナーは太陽光パネルなどで発電された直流電力を交流電力に変換するとともに出力が安定するよう調整する装置であり、国内初の大型パワーコンディショナーの性能試

験評価施設が完成したことで、国内企業による製品開発、市場投入が加速することが期待されます。この研究棟は、世界の気象や気候、電力系統の様々な模擬条件を再現して大型パワーコンディショナーの研究開発及び試験・評価ができる試験室や装置が発する電磁波の周囲への影響などを調べる電波暗室等を備えています。

#### 【第124-1-3】産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所



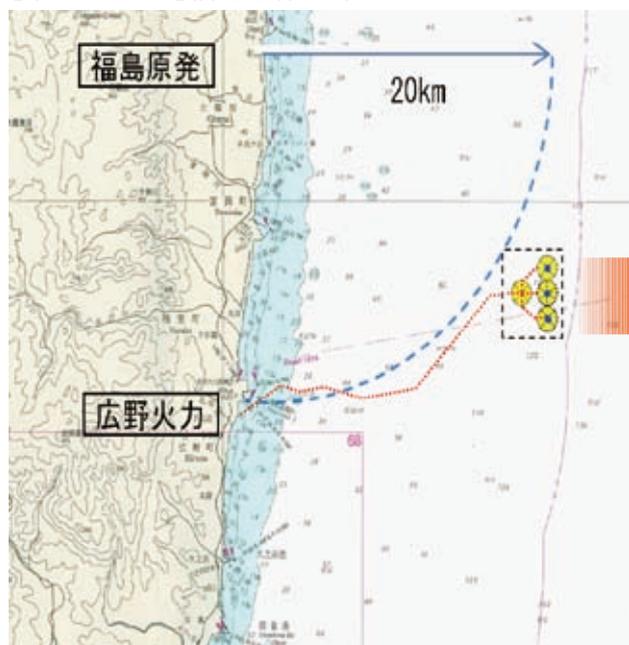
②福島県再生可能エネルギー一次世代技術開発事業

福島県において、再生可能エネルギーに関する次世代技術の開発を進めるため、2013年度から2015年度までに「福島県再生可能エネルギー一次世代技術開発事業」を実施しました。「土着藻類によるバイオマス生産技術の開発」、「水素利用蓄エネルギーの有効活用のための次世代コジェネ技術の開発」及び「農業施設用ハイブリッド再エネ利用システムの実用化」の3つの技術開発テーマについて、2016年2月までに実験施設が整備され、新たな技術開発に向けた研究が進められています。

(2)福島浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業

福島浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業は、世界初の本格的な事業化を目指す、浮体式の洋上風力発電実証研究事業であり、2011年度から委託事業として実証研究を開始しました。2013年11月には1基目となる2MW浮体式洋上風車及び浮体式洋上変電所が運転を開始しました。2015年12月には高さ189mの世界最大級の7MWの風車が運転を開始しました。2016年度には5MWの風車を設置し、本格的な実証研究を進め、安全性・信頼性・経済性の評価を行います。福島沖の浮体式洋上風力発電の実証研究とその事業化による風力発電関連産業の集積が期待されています。

【第124-1-4】福島浮体式洋上ウインドファーム



<p>2013年度～ 稼働中</p>  <p>洋上サブステーション搭載 アドバンストスパー浮体 「ふくしま絆」</p>	<p>2013年度～ 稼働中</p>  <p>2MWダウンウインド風車搭載 コンパクトセミサブ浮体 「ふくしま未来」</p>
<p>2015年度 運転開始</p>  <p>7MW油圧風車搭載 V字型セミサブ浮体 「ふくしま新風」</p>	<p>2016年度 設置・稼働予定</p>  <p>5 MWダウンウインド風車搭載 アドバンストスパー浮体 「ふくしま浜風」</p>

(3)再生可能エネルギー発電設備の導入支援

福島をはじめとした被災地域における再生可能エネルギー発電設備の導入を推進するため、2011年度から各種の補助事業を開始、現在までに約1,200億円の予算を措置し、太陽光発電設備や送電線・蓄電池などの導入を支援しています。

2011年度に事業を開始した、「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金」では、東日本大震災の「特定被災区域」に設置する太陽光、風力、バイオマス、水力及び地熱の再生可能エネルギー発電設備、及びそれに付帯する蓄電池や送電線に対し補助を行い、事業完了の2015年度までに、635件、61万kW（うち、福島県内91件、12万kW）の再生可能エネルギー発電設備の整備を

推進しました。また、2014年からは、岩手県・宮城県・福島県を対象とした「再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金」及び「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金（再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（岩手・宮城・福島県支援事業）」により、2事業併せて、34件、4.3万kW（うち、福島県内18件、3.2万kW）の設備導入の支援を行っています。

また、特に福島県においては、2013年度から「福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業」を実施し、再生可能エネルギー発電設備と併せて、市民が再生可能エネルギー発電を体験できる設備や見学スペース、学習用展示パネル等を導入する事業を補助することにより、福島県の復興促進、再生可

能エネルギー先駆けの地の実現を図ることを支援しています。本事業により体験施設等を併設する太陽光発電、水力発電が県内に14箇所（約1万kW）整備

されたほか、福島県の再生可能エネルギーに関する新たな取組の情報発信や啓発活動等を行う中核施設が県内6箇所に設置されました。

#### 【第124-1-5】福島空港メガソーラー（左）とJR福島駅の再生可能エネルギー中核展示施設（右）



さらに、福島県の原子力災害の被災地域においては、発電事業による継続的な収益をふるさと再興事業に活用することで、地域の雇用創出やコミュニティの再建を図ることを目的とし、2014年度、2015年度に「再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金（半農半エネモデル等推進事業）」を実施しました。同補助金を活用して、固定価格買取制度による発電事業収益の一部を活用してふるさと再興事業を行う発電事業18箇所（約4万kW）の事業を支援しました。これらの事業では今後、再生可能エネルギー発電事業と併せて、発電収益がコミュニティバスの運行や、復興拠点施設の運営費用などに活用される予定です。

## 2. 官民連携による再生可能エネルギー導入拡大、復興支援

前述のとおり、福島県における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を推進していたところですが、2014年10月に東北電力の系統の制約が顕在化しました。そのため、東北電力の接続可能量の課題や、地域の送電線の熱容量などの課題に対応しながら、福島復興に寄与する再生可能エネルギーの導入を更に拡大するために、福島向けの特別な対応を2015年1月から実施しています。この取組では、国などによる支援だけでなく、国からの要請に基づく東京電力や東北電力による福島へのサポートや、地域の発電事業者による復興への支援などが行われています。

### （1）送電網の課題への福島における特別な対応

#### ①東京電力新福島変電所の増強

福島県富岡町にある東京電力新福島変電所は福島

第一、第二原子力発電所で発電された電気を首都圏に送電するための施設ですが、東日本大震災後は利用されない状態となっています。新福島変電所に再生可能エネルギーを接続することで、需用量が多い東京電力の管内へ直接電気を送ることができ、より多くの再生可能エネルギーの活用が可能となります。そのため、変電所に再生可能エネルギーを接続できるようにするための設備の改造や変圧設備の増設が東京電力により実施されており、まずは13万kW分の再生可能エネルギーを接続可能とする工事が2016年度末までに完了する予定です。本工事は、再生可能エネルギーを通じた福島復興を支援するものであり、改造工事費用について通常は発電事業者が負担することとなっていますが、後述の「福島復興再生可能エネルギー推進協議会」に加入し地域の復興に貢献するなどの条件を満たす事業についてはその費用が免除されることとなります。

#### ②東北電力南相馬変電所への大型蓄電池の設置

東北電力においては、南相馬変電所に系統用の大型蓄電池を「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金（大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業）」により設置し、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの受入量の拡大を図っています。拡大した受入量（5万kW）は、福島県の避難解除区域等で実施される再生可能エネルギー発電事業に割り当て、被災地域の再生可能エネルギー導入拡大を後押ししています。2014年10月以降、東北電力は指定電気事業者となっており、発電事業者は無制限の出力抑制を行うことを条件に再生可能エネルギーを東北電力の送電網に接続していますが、大型蓄電池の整備により拡大した受入量5万kW分については、従来

の接続条件である30日を上限とした出力制御の下で接続できることとなっており、避難解除区域等にお

ける発電事業の事業見通しを立てやすくすることで再生可能エネルギーの拡大を支援するものです。

【第124-2-1】東京電力新福島変電所(左)と東北電力南相馬変電所系統用蓄電池システム(右)



出典：東京電力ホールディングス株式会社



出典：東北電力株式会社

(2) 福島復興再生可能エネルギー推進協議会

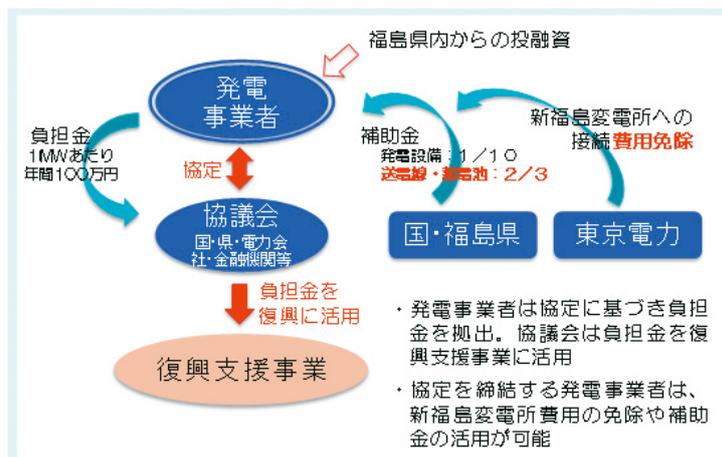
福島における再生可能エネルギーの導入支援、再生可能エネルギーの売電収入を通じた復興への貢献については、「半農半エネモデル等推進事業」により進めてきたところですが、更なる導入拡大と売電収入の地域への還元、復興への活用、再生可能エネルギー発電事業への地元企業の参画や地元資金の活用を促進するため、国や福島県、電力会社、金融機関等からなる「福島復興再生可能エネルギー推進協議会」を2015年7月に設立しました。

協議会と協定を締結し、売電収入(再生可能エネルギー発電設備容量1MW当たり年間100万円)を復興支援事業に活用するための基金に拠出する発電事業については、東京電力新福島変電所へ接続するために必要となる変電所の改造費用が免除されます。また、2014年度補正予算で国が措置した「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金(再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業(避難解除区域等支援基金造成事業))」により福島県に積み立てた基金

(約92億円)から発電設備は1/10(福島県内の中小企業は1/5)、送電線・蓄電池は2/3の補助率の補助を受けることができます。他方、こうした補助金や接続費用免除措置については、県内の事業者により、県内の資本を活用しながら事業が実際されることが重要であることから、対象となる発電事業者は福島県内に本社があり、資本金の1/3以上が県内の資本であること、また、事業への投融資について業費規模に応じて総事業費の1/4～1/2以上を県内の投融資とし、かつ融資については、県内の金融機関が幹事として組成する協調融資とすることを原則としています。

こうした取組に加え、県内資金の再生可能エネルギーへの活用、地域への還元のため、例えば、東邦銀行においては、2015年7月に「ふくしま復興再エネ定期預金」を創設し、個人から預金を募集、「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」と連携し、同協議会が支援する再生可能エネルギー発電事業からの収益を地域へ還元するために通常よりも高い金利を適用するなどの取組も行われています。

【第124-2-2】福島復興再生可能エネルギー推進協議会による復興支援



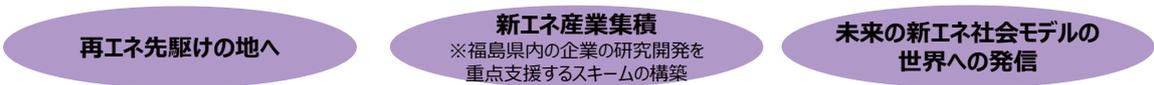
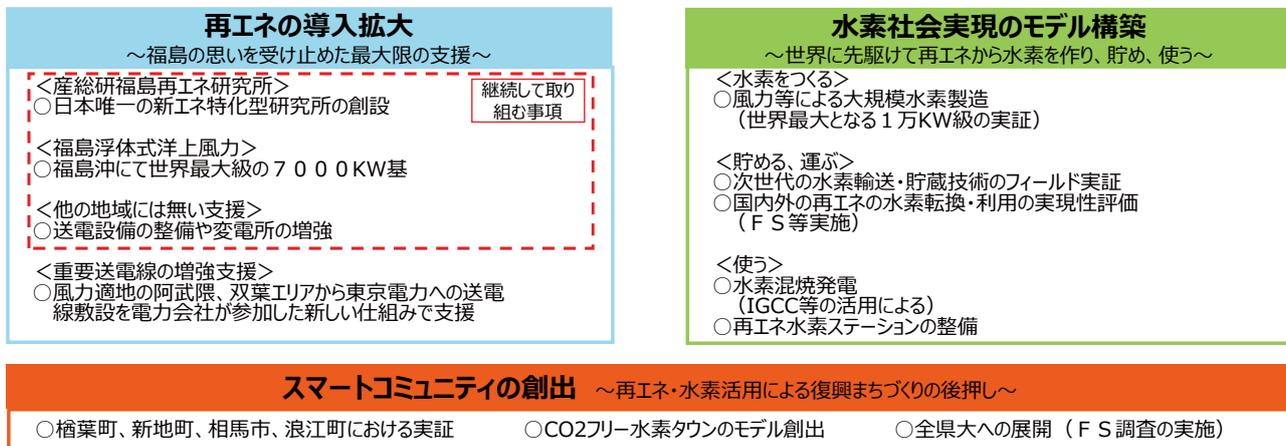
### 3. 福島新エネ社会構想の実現に向けて

震災から5年が経過し、前述の再生可能エネルギーの推進の取組に加え、エネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化するため、福島が再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く「先駆けの地」となり、新エネ社会のモデルを世界に発信していくことを目指す「福島新エネ社会構想」を2016年3月に発表しました。その具体的な内容の検討と、構想の実現を果たすため官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」を同月に設立し、第一回会議を福島市で開催しました。構想は、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現のモデル構築、スマート

コミュニティの構築の3つを柱として、福島における新エネルギー産業の集積を進め、復興を後押ししていきます。

具体的には、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた風力発電のための送電線の効率的な整備、風力や太陽光などの再生可能エネルギーから水素を大規模に製造する実証、復興まちづくりを後押しするための再生可能エネルギーや水素を活用したスマートコミュニティの構築などを検討していきます。「構想実現会議」において、更に具体的検討を進め、2016年夏頃には構想のとりまとめを行う予定であり、その後は、実現に向けて速やかに取組を開始します。

#### 【第124-3-1】福島新エネ社会構想の方向性



※上記例示に加え、構想実現会議での提案、議論を踏まえ具体的項目を追加

## 第5節 原子力政策に対する社会の信頼を高めていくための取組

### 1. 「原子力社会政策」の意義

原子力利用に「絶対安全」はありません。「安全神話」と決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求する。これが、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国の原子力政策の出発点です。

東日本大震災後に策定した第四次エネルギー基本計画では、震災前に描いてきたエネルギー戦略を白紙から見直し、原発依存度を可能な限り低減してい

くこととしました。他方で、我が国を取り巻く厳しいエネルギー環境を踏まえれば、原子力への依存度をゼロにしてしまうのは難しいという現実があります。

原子力の利用に関しては、我が国における原子力利用が始まった当初から、国民各層の間で様々な意見がありました。あれほどの過酷な原発事故を経験した後に、原子力利用に対する懸念の声が高まるのは、無理からぬことです。政府は、そうした懸念の声を真摯に受け止めなければなりません。

原子力利用に対する懸念が高まる背景には、「原発を動かせば、また重大な事故が起こってしまうのではないか」といった安全面の懸念や不安があるだけではありません。これまで全国各地で実施しているシンポジウムなどでは、「結果として原発事故を防ぐことが

できなかった電力会社や政府を信頼できない」といった声や「原子力の利用に伴って生じる課題への政策対応が不十分ではないか」といった声にも接しています。

原子力政策の大前提として、まず何よりも、原子力利用に対して失われてしまった社会の信頼を取り戻していくことから始めなければなりません。そのためには、原子力政策の抱える課題について、決して逃げたり先送りしたりすることなく真正面から向き合い、最終的な成果を得るには数十年単位での長い時間がかかる課題であっても、一歩ずつ着実な取組を進めていくことが重要です。

原子力利用に対する社会的な信頼を高めるために、政府として着実な取組を進めていかなければならない諸課題に対処する政策群—ここでは、「原子力社会政策」と総称します—についての具体的な取組を次項以降で紹介します。

## 2. 原子力社会政策の具体的な課題と取組

東京電力福島第一原子力発電所事故後における原子力政策の課題は、原子力発電所の稼働に関わる課題のみならず、使用済燃料の処分(いわゆる「バックエンド」)に関わるものも含め、多岐にわたります。そうした課題については、経済産業省/資源エネルギー庁だけでなく、複数の省庁に関係する分野での取組が必要なものも多く、政府全体で方針を確認して総合的に取り組んでいく必要があります。

原発依存度を可能な限り低減させていくとの観点からは、廃炉すべき原発は廃炉すべきであり、廃炉を円滑に進めるための環境を整えることが課題となります。

また、再稼働する原発についても、深刻な過酷事故は起こり得ないという「安全神話」に再び陥ることがないように、事業者による自主的な安全性向上を促し、万が一の事故が起こる場合にも備えて原子力災害対策を充実させ、事故の際の損害賠償制度の見直しも検討を進めなければなりません。

さらに、使用済燃料について確実な再処理体制の整備や貯蔵対策の強化を進めるとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分について国が前面に立って取り組む必要があります。

そして、最優先に取り組むべき福島の復興、廃炉・汚染水対策を着実に進めます。政府は、電力自由化が進展する中でもこれらの課題に十分な対応ができるよう、原子力関係閣僚会議等の場を積極的に活用して総合的な政策対応を進めていきます。

### (1) 第三回原子力関係閣僚会議の開催

2015年10月6日、政府は、第三回原子力関係閣僚会議を開催して、原子力社会政策の当面の課題と進捗状況をまとめました。そこでは以下のような具体的な取組について取り上げ、その後も同会議にて進捗を確認しています。

- ①「安全を大前提として、再稼働すべきものは再稼働する」一方で、「廃炉すべきものは廃炉する」ため、会計制度を措置したところ、実際に複数の廃炉について届出がなされました。
- ②原発の安全性については、世界最高水準の規制を満たすだけにとどまらず、事業者が不断に自主的な安全性向上に取り組むよう促します。
- ③原子力災害対策は、国が前面に立って自治体を支援し、実践的な訓練等を通じ、実効性の更なる向上に努めることが必要です。
- ④事故時の賠償については、既に原賠法と原賠機構法の枠組は整っていますが、更なる制度の見直しの検討が進められています。
- ⑤使用済燃料については、電力自由化に伴って再処理の制度や体制を検討するとともに、第四回最終処分関係閣僚会議で決定した政府の『アクションプラン』に基づき、事業者において貯蔵対策を強化します。
- ⑥最終処分についても、自治体の「手挙げ方式」から転換し、国が科学的有望地を提示するなど前面に立って取り組みます。
- ⑦福島の復興、廃炉・汚染水対策の進展は、原子力政策の大前提となります。『中長期ロードマップ』等これまで示した方針に基づいて着実に取組を進めます。

【第125-2-1】  
原子力政策に対する社会の信頼を  
高めていくための取組の進捗状況  
(2016年3月11日時点)



## (2) 第四回原子力関係閣僚会議の開催

以上の課題はいずれも重要ですが、中でも、地元住民からは、安全対策やシビアアクシデント対策はもとより、事故時の避難に直結する原子力災害対策の具体化・充実化に対して大きな関心が寄せられています。

政府が、地域の声に耳を傾け、その要請に真摯に向き合い、真正面から取り組むことは、原子力政策に対する社会の信頼を高めるために極めて重要です。その一環として、2016年3月11日の第四回原子力関係閣僚会議において、更なる原子力災害対策の充実へ向けて特に重要と考えられる点について、政府の考え方を明らかにし、原子力災害対策について、政府が今後どう具体的に対応するかを示しました。

これを踏まえ、防災基本計画、原子力災害対策マニュアルを修正又は改訂するとともに、自治体が地域防災計画・避難計画の内容の更なる具体化・充実化へ向けて取組を進めることを、政府を挙げて支援していきます。

また、原子力防災における自治体の役割の重要性に鑑み、原子力防災に関する施策の検討に際しては、事前に、全国知事会等と意見交換をするなど、自治体の意見を十分に踏まえることとします。さらに、原子力災害対策の充実に向けた取組の中で、法改正でなければ対応できない課題が明らかになった場合には、必要な法改正について検討を行います。

同会議では、上記をまとめた「原子力災害対策充実に向けた考え方」を示すに当たり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたこれまでの政府の具体的な取組として、①いかに過酷事故を未然に防止するか（シビアアクシデントの防止）、②過酷事故が発生した場合にいかに対処するか（シビアアクシデント対策の規制対象化）、そして、③住民被害を最小限に抑えるためにいかに効果的な対策を講じるか（原子力災害対策の充実）についても紹介しました。

### ①シビアアクシデントの防止

東京電力福島第一原子力発電所事故では、地震や津波により複数の機器・系統が同時に安全機能を喪失し、炉心溶融等のシビアアクシデントが発生してしまいました。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、独立した原子力規制委員会は、共通要因による安全機能の複数喪失などによるシビアアクシデントを防止するため、地震、津波など大規模な自然災害への対応強化、火災・内部溢水・停電などへの耐久

力向上など、規制要求を大幅に強化した新規規制基準を策定しました。

### ②シビアアクシデント対策の規制対象化

東京電力福島第一原子力発電所事故以前は、設計上の想定を超えるシビアアクシデントが起きても、炉心損傷や格納容器破損を防止する対策は規制対象となっておらず、事業者による自主的な対応に委ねられていました。東京電力福島第一原子力発電所事故では、事業者の自主的な対策が十分に機能せず、シビアアクシデントの進展を止められませんでした。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、シビアアクシデント対策について、新たに規制の対象とし、炉心損傷防止、格納容器破損防止等の対策を求めることとしました。また、ハード面の対策に加え、それらの安全対策を実施する際の手順などソフト面の対策についても厳しく審査し、その実効性については、実践的な訓練の中で確認することとしました。

原子力規制委員会が策定した新規規制基準においては、格納容器破損防止対策の有効性評価の基準として、セシウム137の放出量が100テラベクレル（東京電力福島第一原子力発電所事故における放出量の約100分の1）を下回ることを求めています。

### ③原子力災害対策の充実

東京電力福島第一原子力発電所事故以前は、避難計画の策定等の事前対策を講じておくための原子力災害対策重点区域の範囲について、我が国においては原子力発電所から概ね8～10km圏とされており、大量の放射性物質が広範囲にわたり放出される事態を想定していませんでした。その結果、住民が実際に避難する事態に直面した際、入院患者など要配慮者の避難に対する備えの不足、放射性物質の放出後の避難等の判断のための基準の未設定、安定ヨウ素剤の服用に関する指示の混乱など様々な課題が明らかになりました。

東京電力福島第一原子力発電所事故後、この教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力災害対策については、災害対策基本法に基づく防災基本計画を大幅に修正するとともに、放射線防護の考え方などの専門的事項を示すため、原子力規制委員会が、新たに原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針を策定しました。同指針では、原子力災害対策重点区域をIAEAの国際基準の最大である30km圏(UPZ)に広げ、特に予防的防護措置を準備する区域である5km圏(PAZ)においては、放射性物質の放

出前に予防的に避難を実施することにしました。同時に、要配慮者については、避難により健康リスクが高まることも考慮し、一定期間避難せず、放射線防護対策を講じた施設に退避することも選択肢に入れた計画を策定することを求めています。さらに、放射性ヨウ素からの内部被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤についても、事前配布や緊急時の配布体制の整備を行うことなどを求めています。こうした指針に基づく対応の実施のため、政府は、各地域に設置した地域原子力防災協議会において、自治体が策定する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に向けた取組を、関係自治体と一体となって進めています。な

お、同指針については、原子力規制委員会において継続的な改善が行われていますので、次節において詳細を紹介します。

さらに、実際に現場で原子力発電の安全を確保するのは、事業者自身であり、社会からの信頼を得るには、政府の取組のみでなく、事業者が、安全対策・災害対策について、「自ら考え」、「自ら取り組み」、「自らの言葉で説明していく」ことが不可欠です。これまで多大な努力が払われてきましたが、今なお、原子力は、地域社会や国民からの信頼を十分得るに至っていません。改めて、政府及び原子力事業者双方の姿勢が問われています。

C O L U M N

## 原子力政策に対する社会の信頼を高めるための更なる取組

原子力災害への備えに「終わり」や「完璧」はありません。「安全神話」と決別し、政府と事業者の双方が、世界最高水準の安全性を不断に追求することが重要です。そのため、更なる安全性向上の観点から、以下の取組を進めています。

### (1) シビアアクシデントの防止

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制委員会は、シビアアクシデントを防止するため、地震・津波など大規模な自然災害への対応強化、火災・内部溢水・停電などへの耐久力向上など、規制要求を大幅に強化した新規制基準を策定しました。事業者は、この新規制基準に適合するよう安全対策を講じるとともに、更なる安全性の向上を図るため、自主的な取組を進めています。例えば、一昨年に設立された原子力リスク研究センターを中心に、電力業界を挙げて、各発電所の弱点や安全対策の有効性を定量的に把握することができる「確率論的リスク評価」(PRA)<sup>※</sup>の開発を進めています。政府としても、このような事業者による自主的な安全性向上の取組を促しています。(第4章第3節1参照)

#### 【第125-2-2】川内原発における津波対策

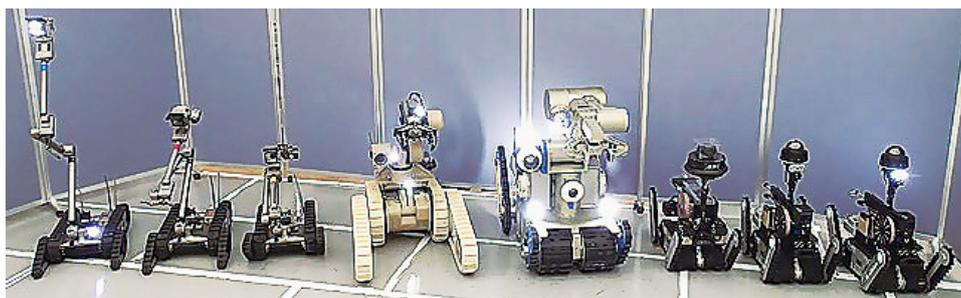


※ 確率論的リスク評価 (PRA : Probabilistic Risk Assessment) とは、原子力施設で発生し得る事故を網羅的に評価し、その発生頻度と発生時の影響を定量的に把握する方法です。

## (2) シビアアクシデント対策の規制対象化

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、新規規制基準は、シビアアクシデント対策について、新たに規制の対象とし、ハードとソフトの両面の対策を要求しています。事業者は、この新規規制基準に適合するよう安全対策を講じるとともに、万が一原子力事故が生じた場合に、事業者が責任をもって事故収束活動に取り組むよう、装備・資機材の整備や、事業者間で自主的に組成した「原子力レスキューチーム(仮)」の充実に努めています。また、原子力事故が起きて、災害になるような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは、政府の重大な責務であり、政府として、実動組織の参加も含めて、責任をもって対処してまいります。

【第125-2-3】原子力緊急事態支援組織原子力レスキューチーム(仮)



## (3) 原子力災害対策の充実

万が一原子力災害が発生した場合の住民の避難については、原子力発電所から30キロ圏内の各自治体が地域防災計画・避難計画を策定しています。政府は、地域原子力防災協議会を各地域に設置し、当初から政府がきめ細かく関与し、その計画の具体化・充実化を支援しています。その上で、総理を議長とする原子力防災会議において、計画が具体的かつ合理的であることを了承しています。川内地域については2014年9月に、伊方地域については2015年10月に、そして高浜地域は同年12月に、それぞれの計画が具体的かつ合理的であることを原子力防災会議で了承しました。政府としては、他の地域における計画の具体化・充実化を支援するとともに、いったん策定した計画についても、支援と確認を継続して行い、原子力総合防災訓練を始めとする避難訓練の結果等も踏まえ、原子力災害対策のさらなる充実・強化を図ってまいります。

また、事業者は、住民避難等に関し、各地の地域原子力防災協議会での協議を通じて、バスや福祉車両の提供等、地域の実情に応じた協力内容を決定し、支援することとしています。更に、住民避難等に関する支援を含む被災者支援活動について、事業者が平時から「被災者支援活動チーム」を組成し、対象プラントに応じた必要な装備・資機材を整備することとしています。

【第125-2-4】原子力防災会議



【第125-2-5】原子力総合防災訓練



これらの取組を含めた原子力災害対策を充実させるため、2016年3月11日、原子力関係閣僚会議において、全国知事会の要望に応える形で、「原子力災害対策充実に向けた考え方」を決定しました。

## 第6節 原子力規制

### 1. 原子力規制行政に対する信頼の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要です。

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいます。

#### (1) 独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実

2014年度に引き続き、原子力規制委員会は、組織理念に基づき、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行いました。

中立性の確保については、2012年9月に決定した原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守し、業務を遂行しています。2015年9月19日に新たに就任した伴信彦委員についても、就任前3年間の寄付等の情報を就任日に公開しました。

透明性の確保については、原子力規制委員会、審査会合及び各種検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイトによる生中継に加え、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せ及び被規制者との面談の議事概要等の公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見（原子力規制委員会委員長定例会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回）を継続し、意思決定の透明性を確保しています。

また、国内外の多様な意見を聴くため、外部とのコミュニケーションとして、以下の取組を行いました。

#### ① 事業者とのコミュニケーション

原子力事業者の安全性向上に関する活動及び現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、2014年10月から開始した主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者及び原子力部門の管理責任者との意見交換を引き続き実施し、2015年9月に、当初予定していた12事業者との意見交換を終

了しました。

2015年10月28日の原子力規制委員会において、それまでの意見交換の結果の総括及び今後の意見交換の継続に当たっての考え方を議論しました。その結果、今後は、経営責任者が能動的に意見を述べ、より充実した意見交換とするため、議題については極力制限を設けずに、事業者側から提案された議題等を含めて意見交換を行うこととしました。

この方針に従い、2016年2月3日から、2事業者と意見交換を行い、事業者側から提案された議題についても意見交換を行いました。

このほか、個別に課題を抱えている事業者の経営責任者と、原子力規制委員会の場で意見交換を行っています。

#### ② 地方公共団体等とのコミュニケーション

原子力規制委員会では、地方公共団体や全国知事会等の団体との面会を行っています。原子力規制委員会委員長は、2015年8月20日には全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長と、2015年8月24日に全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長と、面会を行いました。また、原子力規制委員会委員長は、2015年10月、8日間にかけて福島県を訪問し、14市町村の首長と面会を行い、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の現状等を説明し、意見交換を行いました。さらに、原子力規制庁長官や次長も、地方公共団体の首長や全国知事会等の代表者との面会を行っています。このほか、原子力規制庁職員が、立地自治体、地域住民等に対し、新規規制基準適合性審査の結果や原子力災害対策指針の内容について説明を行う等、原子力規制委員会委員長だけでなく様々なレベルで地方自治体とのコミュニケーションの充実に努めました。

#### ③ 国内外におけるその他のコミュニケーション

原子力規制委員会における各種検討会合において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用しました。また、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づくパブリックコメントに加え、同法において要求されていないパブリックコメントをこの1年間で計15件実施し、積極的に国民の意見を募集しました。さらに、原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する3名の有識者に国際アドバイザーとして委嘱しています。2015年11月には、その国際アドバイザー3名と原子力規制委員会委員長及び委員との意見交

換を行いました。

## (2)組織体制及び運営の継続的改善

### ①マネジメントシステムの本格的な運用と改善

原子力規制委員会は、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程（2014年9月3日原子力規制委員会決定）に基づくマネジメントシステムについて、2015年4月から本格的な運用を開始しました。また、2015年5月27日の原子力規制委員会において、「原子力安全文化の宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示しました。

2015年度においては、このマネジメントシステムの下、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第1期中期目標」及び「原子力規制委員会平成27年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、2016年3月2日の原子力規制委員会において本年度重点計画の実績・成果について評価を行いました。この評価により、次年度に向けた取組を踏まえた「平成28年度年度重点計画」を2016年3月30日の原子力規制委員会において決定しました。また、2016年度においては、主にマネジメントシステムの構築状況について内部監査を実施しました。内部監査を強化するため、監査を踏まえた機動的な指導等が図られるように、平成28年度機構要求にて「監査・業務改善推進室」を要求し、政府案として容認されました。

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく原子力規制委員会の政策評価については、マネジメントシステムとの連携を図った上で、平成26年度実施施策の事後評価、2015年度実施施策の事前分析を行い、2015年8月26日に評価書を取りまとめました。

### ②IRRSの受入れと指摘への対応

国際原子力機関（IAEA）は、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューとして、総合規制評価サービス（IRRS）を実施しています。原子力規制委員会は、2013年12月にIRRSの受け入れを決定してから自己評価書の作成を進め、2015年10月28日の原子力規制委員会において、自己評価書作成の過程で浮き彫りにされた課題に対する改善すべき事項を取りまとめました。

また、2016年1月11日から22日にかけて、IRRSミッションチームが来日し、IRRSミッションチームによるレビューが行われました。IRRSミッションチームは、そのプレスリリースにおいて「日本の原子力及び放射線の安全に係る規制機関が、2012年の設置以来、独立性及び透明性を実証しつつ規制活動に取り組んできたと言及する一方、「原子力施設が再稼働していく中で、規制機関の技術的能力を更に強化する必要があること等を指摘しました。

IRRSミッションの最終報告書は、ミッション終了から約3か月後の2016年4月頃にIAEAから原子力規制委員会に提示される予定です。原子力規制委員会は、IRRSミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの及びIRRSミッション受入れのために行った自己評価の過程で浮き彫りにされた改善すべき事項について、最終報告書の提示を待たずに、できるところから課題解決に向けた取組を開始するとの方針の下、既に検討を始めており、2016年3月16日の原子力規制委員会において、IRRSにおいて明らかになった課題とこれらの課題への2016年度の対応方針を取りまとめました。

### (3)国際社会との連携

原子力規制委員会は、原子力規制の向上のために、国際機関との連携や諸外国の原子力規制機関との協力を積極的に図っています。

これまでに引き続き、原子力規制委員会は、国際機関との連携として、国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）の常設委員会（安全基準委員会（CSS）等）を含む各種会議に参加し、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報・意見交換を行いました。

また、諸外国の原子力規制機関との協力については、国際原子力規制者会議（INRA）、日中韓上級規制者会合（TRM）等へ参加、諸外国の原子力規制機関との情報交換等を実施しました。さらに、各種国際条約に基づく各種会合への参加等も行いました。

### (4)法的支援・訴訟事務への着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行いました。具体的には、2015年度において、原子力規制委員会の事務に係る係争中の43件及び判決があった3件の訴訟について、関係省庁等と協力して、対

応を行いました。また、原子力規制委員会発足後初となる発電用原子炉設置変更許可処分に係る異議申立てについて、適切に対応しました。

## 2. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

### (1) 原子炉等規制法に係る規制制度等の継続的改善

#### ① 規制制度や運用の継続的改善

IRRSミッションの受入れ準備の一環として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）等の規制制度の見直しの方向性について、2015年10月9日及び28日の原子力規制委員会において議論を行い、特に検査制度については、諸外国の検査制度等も参考にしつつ、改善に取り組むこととしました。

また、保安検査のあり方については、2012年度から検討を行っており、2015年8月19日の原子力規制委員会において、この時点の検討結果を取りまとめました。取りまとめた事項のうち、「抜打ち型検査及び職員インタビュー手法」については、2015年度の実用発電用原子炉に係る保安検査において本格運用を開始しており、その他の事項も含め、運用を行いながら改善を継続していくこととしています。

#### ② 緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し

2014年7月から検討を開始した緊急作業時における被ばくに関する規制の見直しについて、パブリックコメントや、放射線審議会への諮問を経て、2015年8月5日の原子力規制委員会において関係規則等の改正案を決定し、同月31日に公布しました。

### (2) 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

#### ① 実用発電用原子炉に係る審査・検査の実施

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が2013年7月に新規制基準を施行した後、これまでに11事業者から16原子力発電所26プラントの新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出されました。これらの申請については、原子力規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、2015年度に審査会合を計132回開催しました。

このうち、四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）3号炉について、発電用原子炉

設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行いました。これらの結果を踏まえ、2015年7月15日の原子力規制委員会において審議し、伊方発電所3号炉に関する設置変更許可を行いました。

なお、原子力規制委員会は、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査書を作成する際には、適合性審査の結果のみならず主な論点等も併せてまとめています。また、2015年11月11日には、これまでの審査結果を踏まえ、適合性審査で確認すべき事項を整理し、約1,800ページにわたる「伊方発電所3号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」を公表しました。

このほか、2015年度において、計4プラントの工事計画の認可を行いました。

さらに、九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）1号炉及び2号炉並びに関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）3号炉及び4号炉に係る使用前検査において、認可された工事計画に従って工事が行われているかどうか等を確認し、川内原子力発電所1号炉に関しては2015年9月10日に、川内原子力発電所2号炉に関しては2015年11月17日に、高浜発電所3号炉に関しては2016年2月26日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付しました。

このほか、原子力規制委員会は、原子力施設近傍に原子力規制事務所（全22カ所）を設置し、原子力保安検査官等を配置しています。これまでに引き続き、現地駐在の原子力保安検査官を中心に、実用発電用原子炉を対象として、保安規定の遵守状況等の検査（保安検査）を定期的の実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行いました。また、発電用原子炉については、発電用原子炉設置者が行う安全確保上重要な行為等に対する保安検査等を実施しました。

#### ② 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が2013年12月に新規制基準を施行した後、これまでに9事業者から20施設の事業変更許可申請等が提出されました。これらの申請について、原子力規制委

員会において了承された方針に基づき、審査会合等において厳正かつ適切に審査を行っています。

具体的には、再処理施設（日本原燃株式会社再処理事業所）及びMOX燃料加工施設（日本原燃株式会社再処理事業所）については、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、ウラン燃料加工施設（日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所等）及び試験研究用等原子炉施設のうち中高出力炉等（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構JRR-3等）については、原子力規制庁が原則として行う審査会合を2015年度に計55回開催し、厳正かつ適切に審査を進めています。

これらの審査に当たっては、事業者側の法令解釈に関する不明点等について行政相談を実施しました。

このほか、原子力規制事務所の原子力保安検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、保安検査を定期的実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行いました。

### ③原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第62条の3では、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故・故障等（以下「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けています。

2015年度においては、研究開発段階にある原子炉施設及び再処理施設においてそれぞれ1件ずつ、実用発電用原子炉において2件の法令報告事象が発生しました。原子力規制委員会は、これらの法令報告事象のうち、研究開発段階にある原子炉施設及び再処理施設において発生した事象について、事業者から提出された原因と対策に係る報告書を精査し、その再発防止策が妥当なものであるとの評価を行いました。また、実用発電用原子炉において発生した2件の事象については、事業者から報告を受けたところであり、今後、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳格に確認していきます。

このほか、個別トラブル等のうち、中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号炉の海水流入事象については、2015年12月15日、中部電力株式会社から報告書を受領し、原子力規制庁においてヒアリングを実施するなど適切に対応しています。また、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所等で確認された不適切なケーブル敷設事案については、2016年1月29

日に東京電力株式会社の報告書を受領し、2016年2月10日の原子力規制委員会において、当該報告の概要並びに原子力規制庁の当該報告に対する評価及び今後の対応方針について原子力規制庁から報告を受けました。

### ④実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間が運転開始から40年であるのに対し、20年を上限として1回に限り延長することを認める制度であり、延長しようとする期間において要求事項を満足することを求めています。2015年度に1事業者から2原子力発電所3プラントの申請が提出されました。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行っているところであり、2015年度においては審査会合を計5回開催し、厳正かつ適切に審査を進めています。

高経年化対策制度は、運転開始後30年を経過する発電用原子炉施設について、以降10年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務づけ、これを保安規定認可に係らしめる制度です。これまでに、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについて2事業者から3原子力発電所7プラントの申請がありました。これらの申請について、厳正かつ適切に審査を行った結果、2015年度において、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている5プラント、運転を前提とした評価を行っている4プラントについて、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可しました。

### ⑤敷地内破碎帯の活動性の調査

旧原子力安全・保安院での検討において発電所敷地内の破碎帯の追加調査が必要とされた6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する有識者会合を開催し、現地調査と評価を実施しています。

2015年度においては、2014年度に評価が終了している関西電力株式会社大飯発電所、日本原子力発電株式会社敦賀発電所及び東北電力株式会社東通原子力発電所に続き、2015年9月30日の原子力規制委員会において、関西電力株式会社美浜発電所について、有識者会合における評価結果の報告を受けました。

さらに、他の2つの発電所(北陸電力株式会社志賀原子力発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。))について、現地調査、評価会合等を実施しています。

なお、原子力規制委員会に報告された評価結果については重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、新規制基準適合性審査において行うこととしています。

### ⑥火山活動のモニタリングに係る検討

原子力施設における火山活動のモニタリングに関して、巨大噴火の可能性に繋がる異常が検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求める等の対応を行う必要があります。このため、原子力規制委員会は、巨大噴火に関連した火山学上の知見の整理を行うべく、この1年間において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム」を計3回開催しました。

その後、2015年8月26日の原子力規制委員会において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言取りまとめ」について報告を受けました。この提言を踏まえ、2015年12月16日の原子力規制委員会において、原子力規制委員会における火山モニタリングに係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について、原子炉安全専門審査会の新たな調査審議事項とすることを決定しました。また、第7回原子炉安全専門審査会(2016年3月25日)において、当該調査審議のため原子炉安全専門審査会に原子炉火山部会を設置することを決定しました。

### ⑦もんじゅへの対応

もんじゅについては、原子力規制委員会発足以降も、保守管理等の不備に係る種々の問題が次々と発覚していたこと等のため、原子力規制委員会は、2015年10月21日、文部科学省からもんじゅの運営主体の認識及び評価に関する説明を聴取し、また、2015年11月2日には、もんじゅの設置者である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から保守管理不備問題への対応状況に関する説明を聴取しました。

そして、2015年11月13日の原子力規制委員会において、これまでのもんじゅに関する一連の経緯と問題点を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究

開発機構はもんじゅの出力運転を安全に行う主体として必要な資質を有していないと判断し、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第4条第2項の規定に基づき、文部科学大臣に対し、以下のとおり勧告を行いました。

＜勧告文(平成27年11月13日原規規発第1511131号)(抜粋)＞

次の事項について検討の上、おおむね半年を目途として、これらについて講ずる措置の内容を示されたい。

- 一 機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること。
- 二 もんじゅの出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に特定することが困難であるならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと。

### ⑧審査結果等の丁寧な説明

立地自治体、地域住民等に対し、新規制基準適合性審査の結果について丁寧な説明を行うべく、立地自治体である福井県が設置した専門委員会等の場において原子力規制庁職員が説明するとともに、隣接する京都府内の7市町で開催された住民説明会等においても説明を行いました。また、2015年7月15日の伊方発電所3号炉の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である愛媛県及び伊方町が設置した専門委員会等の場において、審査結果について原子力規制庁職員が説明するとともに、愛媛県内の6市で開催された住民説明会等においても説明を行いました。

審査結果の説明にあたっては、一般の方々が理解しやすいように絵や写真を用いた審査結果の概要資料を作成し説明を行うとともに、当該資料を原子力規制委員会のウェブサイトにおいて公表しました。

### ⑨放射線障害防止法に係る制度整備等

IRRSの自己評価書作成の過程で浮き彫りにされた課題のうち、日本国内の放射性同位元素等の取扱施設の緊急時対応体制について、IAEAが緊急時の準備と対応について要求している事項が国内でどの程度実施可能か検討するため、国内及び海外の実態調査を行いました。

また、原子力規制委員会では、放射性同位元素等

の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づき、許可使用者等について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っています。2015年度において、放射線同位元素等の使用について厳正かつ適切に審査を行い、新規に51件の許可を行うとともに、352件の立入検査を厳正かつ適切に行いました。(2013年4月1日に放射性同位元素の使用等に係る事務が原子力規制委員会へ移管されてからこれまでに、放射線同位元素等の使用について新規に125件の許可を行うとともに、895件の立入検査を行いました。)

### (3)安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

安全性と核セキュリティの双方の措置の調和を図ることについては、「核セキュリティ文化に関する行動指針」と「原子力安全文化に関する宣言」において明記し、原子力規制委員会の組織理念の下、全ての職員の責務として位置づけました。これを踏まえ、安全性と核セキュリティの両立のため、核物質防護情報の管理、設置変更許可申請に対する審査の進め方等について効率的な連携を行いました。

## 3. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

### (1)東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、2012年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示しました。その後、措置を講ずべき事項に基づき策定した「東京電力福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」(以下「実施計画」という。)の認可申請を受理し、留意事項を示した上で2013年8月14日にこれを認可しました。2015年度において、作業の進捗状況に応じ計42件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況に関しては、現地に駐在する原子力保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査、使用前検査、溶接検査等により、東京電力株式

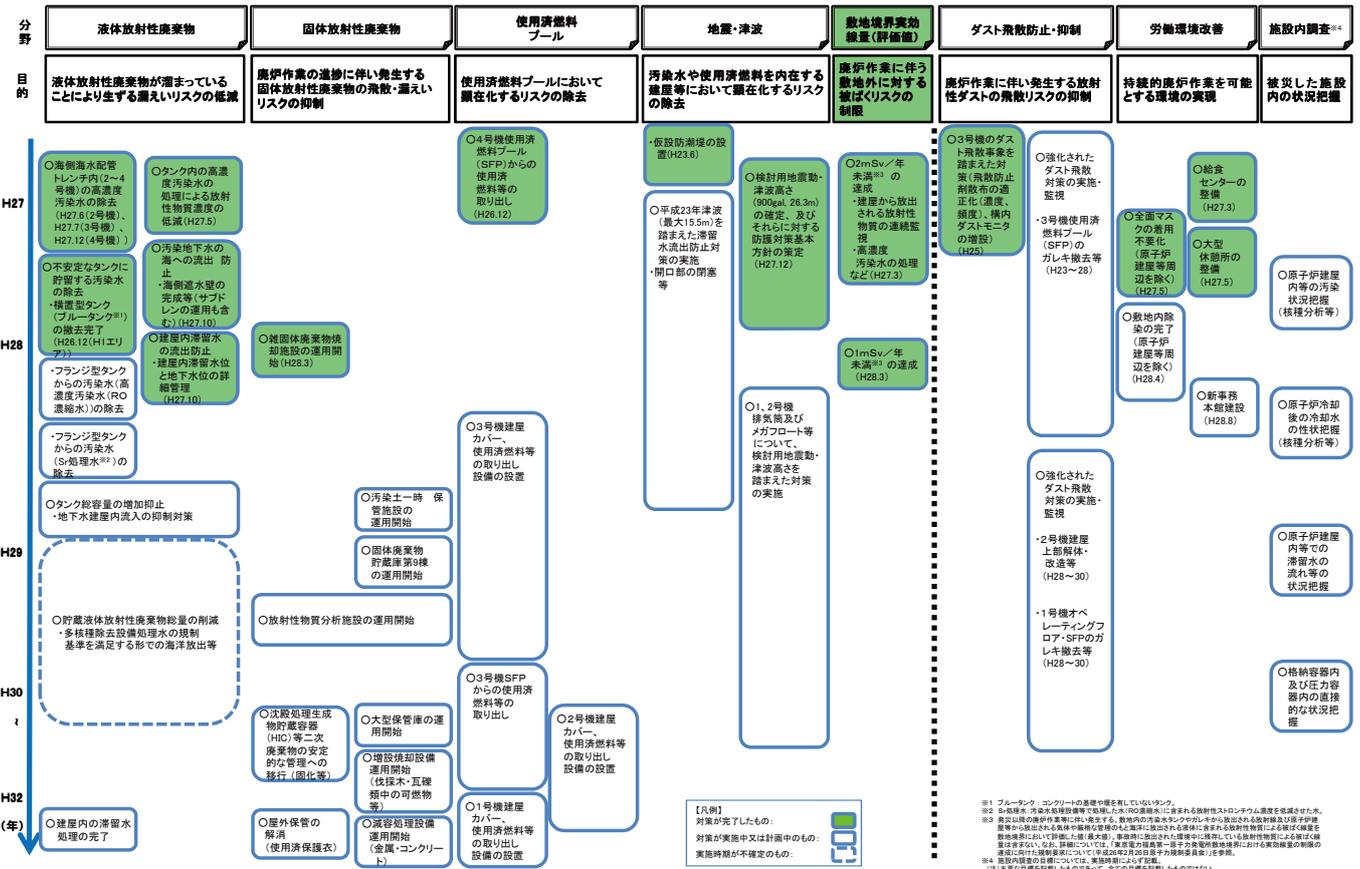
会社の取組を監視しています。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、2015年2月18日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年2月版)」を策定しました。その後、当該マップの策定から約半年が経過し、いくつかの目標が達成されたこと等の進捗状況を踏まえ、2015年8月5日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年8月版)」へ改定を行いました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、2016年2月3日の原子力規制委員会において、2015年8月以降の進捗状況、廃炉作業の状況等を踏まえ、当該マップの改定について議論を行いました。その後、特定原子力施設監視・評価検討会等における議論等を踏まえ、2016年3月2日の原子力規制委員会において、「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年3月版)」へ改定を行いました。

このほか、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が進捗するに従って、放射性廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となったことを踏まえ、2015年10月28日の原子力規制委員会において、特定原子力施設監視・評価検討会の体制を見直すとともに、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を開催することを決定しました。

また、2015年度における、東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は2件でした。この2件の事象については、事業者から提出された原因と対策に係る報告書を精査し、その再発防止策が妥当なものであるとの評価を行いました。

【第126-3-1】福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減マップ(2016年3月版)



(2)東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の1つであり、2014年10月8日の原子力規制委員会において中間報告書を取りまとめました。中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」という。)や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されている様々な課題、未解明事項などのうち、まずは、国会事故調報告書において、未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている事項(1号機原子炉建屋4階における出水や4号機原子炉建屋の水素爆発等の7項目)を対象に原子力規制委員会の見解を取りまとめました。今後、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしています。また、この1年間においては、国会事故調等の指摘事項以外の検討項目を抽出するため、原子力規制庁において東京電力株式会社による調査の進捗状況を確認する等の取組を行いました。さらに、OECD/NEAによる調査研究活動等に参加しました。

(3)放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会では、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成27年4月1日改定)に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週公表しています。2015年5月及び同年11月には、2014年11月に続き、IAEA環境研究所の専門家等が来日し、関係省庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水、海底土、及び水産物を採取し、日本のデータの信頼性が高いことを確認しました。2016年2月10日の原子力規制委員会においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、約5年間のモニタリング結果を整理し、今後のモニタリングの見直しの方向性等について議論を行いました。

## 4. 原子力規制等に関する技術・人材の基盤の構築

### (1) 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

#### ① 規制基準の継続的改善

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の定める規制基準を含む海外の規制動向を踏まえて、2013年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等の新規規制基準等を施行しました。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む。）については最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしています。

この1年間においては、特定重大事故等対処施設等に係る経過措置規定について、その設置義務の適正かつ円滑な履行を確保するため、必要な見直しを行いました。

また、原子力規制委員会は、性能水準を満たす詳細仕様に関し、予め技術評価を行った上で、一般社団法人日本原子力学会、一般社団法人日本機械学会及び一般社団法人日本電気協会等の民間規格を活用することとしており、この1年間においては、一般社団法人日本電気協会が策定した「原子炉構造材の監視試験方法」2013年追補版について、2015年10月7日に技術評価書を取りまとめ、技術基準規則解釈の一部改正を行いました。

#### ② 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

廃炉等に伴う放射性廃棄物の埋設に係る規制に関して、2015年度において、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームを10回開催し、「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について（案）」を策定する等、規制の基本的考え方について審議し、検討を進めました。

### (2) 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

#### ① 安全研究の推進

原子力規制委員会が、その業務を的確に実施していくためには、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実施し、科学的・技術的知見を蓄積していくことが不可欠です。

原子力規制委員会は、これまでの安全研究の進捗等を踏まえ、平成27年度以降に実施すべき研究分野を見直すこととし、2015年4月22日に「原子力規

制委員会における安全研究について－平成27年度版－」を策定し、これに基づき9研究分野37件の安全研究プロジェクトを実施しました。安全研究の成果として、2015年度において、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎、実験データ等を取りまとめた4件の「NRA技術報告」を公表するとともに、13件の論文投稿、33件の学会発表を行いました。

また、2015年7月8日の原子力規制委員会において、2014年度に実施した安全研究プロジェクトの中間評価及び事後評価について了承するとともに、年次評価について報告を受けました。

#### ② 国内外のトラブル情報の収集・分析

安全研究の実施のほかにも、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、国内への対応について技術情報検討会、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会において審議を行い、その結果については原子力規制委員会において報告を受けました。

### (3) 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

実効ある規制事務を遂行するためには、委員会の高度な専門的技術的判断を支える専門性を有する人材を確保するとともに、その専門性の更なる向上に継続的に取り組んでいくことが不可欠です。

#### ① 人材の確保

実務経験者の確保については、積極的に募集を行い、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を担当する技術系職員等を採用しました。

また、若手職員の採用については、原子力規制庁独自の採用試験である原子力工学系採用試験も活用し、採用活動を行いました。

#### ② 研修体系等の整備

職員の専門性の向上のために、2014年度に引き続き、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にした「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成26年6月25日原子力規制委員会決定）等に基づき、職員が担当業務の遂行上必要な力量（知識及び技能）を計画的に修得できる仕組みの構築の整備、知識管理・技術伝承の取組の推進等に取り組んだ。また、研修体系の見直しについては、検査官等が受講すべき研修やOJT等の見直しを行いました。さらに、2014年度補正予算にて発

電炉の研修用プラントシミュレータを開発・整備し、これを用いた研修を開始しました。また、2015年度補正予算を措置し、より実践的な訓練が可能となる設備の付加、改良型沸騰水型発電用原子炉等の炉型の追加の開発・整備に着手しました。

### ③ノーリターンルールの運用方針明確化

原子力規制委員会の職員の原子力利用を推進する行政組織への直接の配置転換については、これまでに引き続き、原子力規制委員会設置法附則の規定を厳格に運用しています。この運用に関しては、2015年9月30日の原子力規制委員会において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、この方針に基づき適切に人事異動を行うこととしました。

## 5. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

### (1) 核セキュリティ対策の強化

#### ①核セキュリティ上の課題への対応

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、2013年7月より、核セキュリティに関する検討会において、個人の信頼性確認制度、輸送時の核セキュリティ対策並びに放射性物質及び関連施設に係る核セキュリティといった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っています。個人の信頼性確認制度の導入に関しては、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめ、2015年10月の原子力規制委員会において、個人の信頼性確認制度の詳細な制度設計に入ることを決定しました。

また、2014年度に受け入れた、IAEAの国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）のミッションにおける報告書の勧告事項や助言事項について、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善の一環として措置を講じています。

さらに、原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する取組についても、これまでに引き続き、職員に対する研修等を通じて取り組んでいます。

#### ②核物質防護検査等の実施

原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない

核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査を行っています。2015年度において、核物質防護規定の変更の認可を37件、核物質防護規定の遵守状況の検査を59件実施し、核物質防護規定の遵守状況の検査においては事業者における核セキュリティ文化醸成や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に行いました。

### (2)保障措置の着実な実施

原子力規制委員会は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、我が国の核物質が核兵器等に転用されていないことの確認をIAEAから受けるため、①原子力施設や大学等が保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめてIAEAに報告し、②その報告内容が正確かつ完全であることをIAEAが現場で確認するための査察等への対応を行いました。これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和的利用への信用の維持に努めています。なお、東京電力福島第一原子力発電所においても、これまでに引き続き、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動を行っています。

また、2015年6月19日にIAEAより公表された「2014年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、2004年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされています。

## 6. 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

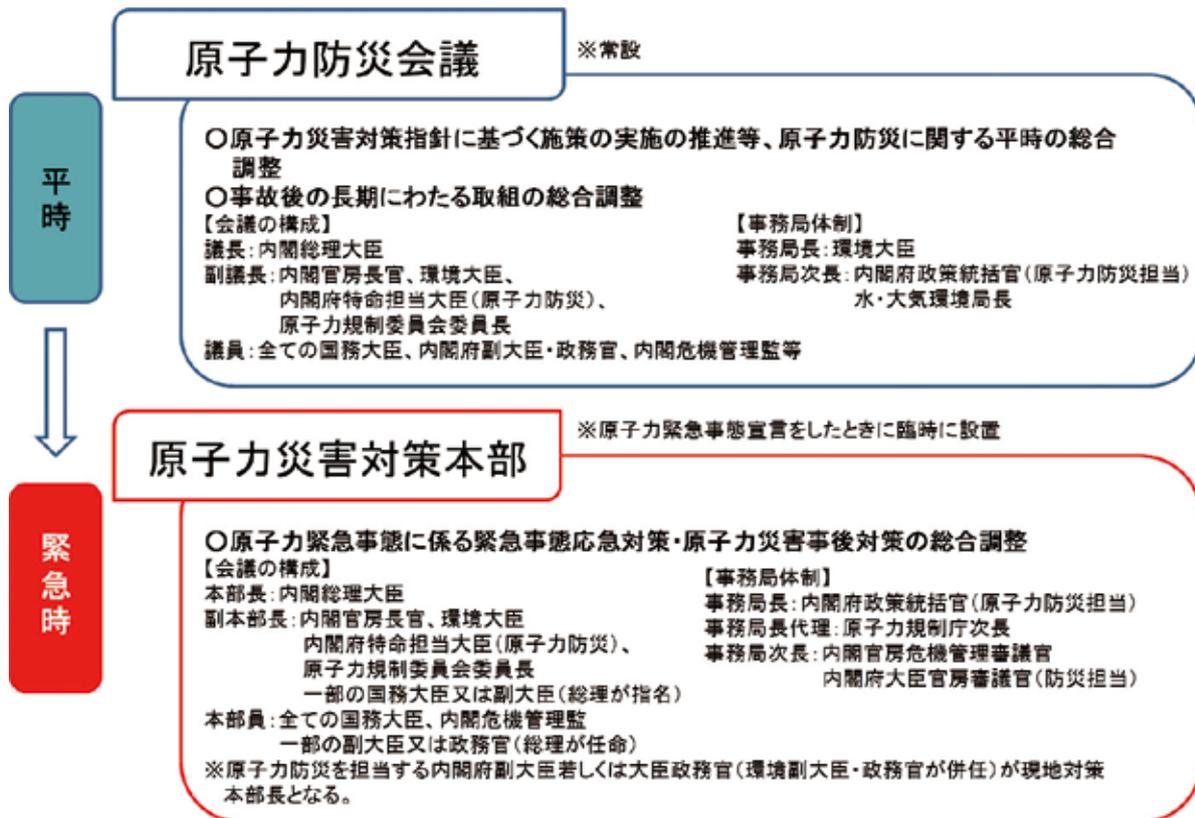
2012年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築されました。2014年度には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足し、現在の原子力災害対策に係る政府の体制については、次の図のとおりとなっています。

### (1)原子力災害対策指針の継続的改善

原災法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされています。

このため、原子力規制委員会においては、2012年10月に同指針を策定し、2012年度に1度、2013年度に2度の改正を行いました。2015年4月22日には、

## 【第126-6-1】原子力防災体制について



東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）外におけるブルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準、予測的手法の記載の削除や、緊急時モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備について検討を行い、同指針を改正しました。さらに、2015年8月26日には、原子力災害に対応する医療機関や国、立地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に係る者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化について、同指針に反映しました。

併せて、原子力災害時医療体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する施設要件を定め、高度被ばく医療支援センターとして国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5施設、原子力災害医療・総合支援センターとして国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の4施設を同日付けで指定しました。

このほか、2016年3月29日、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、核燃料施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を開始しました。

## (2)放射線モニタリングの充実

### ①緊急時モニタリング体制の充実・強化

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、2015年7月には、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図りました。また、原子力規制庁において、緊急時モニタリングに関する詳細な事項についてとりまとめている「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を2015年4月22日及び8月26日に改訂し、公表しました。さらに、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、2015年6月から運用を開始しました。

### ②全国の中での放射線等の測定

これまでに引き続き、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の中での放射線等の測定

を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域(全16海域)における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県(24道府県)が実施する放射能調査等の支援を行いました。

なお、2016年1月6日の北朝鮮による核実験を実施したとの発表等を受け、同日付の放射能対策連絡会議申合せに基づき、我が国への放射能影響を把握するため、都道府県等関係機関の協力を得て、モニタリングを強化し、その結果を公表しました。

### (3)原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

#### ①緊急時対応能力の強化

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針、各種計画等の改正結果を踏まえて、原子力規制委員会防災業務計画、初動対応マニュアル、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル及び原子力規制委員会国民保護計画を修正等するとともに、業務継続計画に基づく初動対応訓練を実施し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための危機管理体制の基盤整備に努めました。

また、原子力災害対策マニュアル、NBCテロ現地連携モデル、防災基本計画、国民保護に関する基本指針の修正等に協力するとともに、各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与しました。

このほか、これまでに引き続き、実務研修及び防災携帯の整備(機種更新及びアドレス帳更新)等を通じて、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上に努めました。

2015年11月8日及び9日に、四国電力株式会社伊方発電所を対象として、国、地方公共団体及び原子力事業者の合同で、原子力災害対策特別措置法に基づく平成27年度原子力総合防災訓練が実施され、内閣府政策統括官(原子力防災担当)と原子力規制委員会との連携を含め、複合災害時の各関係機関における防災体制の確認や「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証等を行いました。

また、これまでに引き続き、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)と原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有のあり方を追求する等、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図っています。

#### ②事業者防災の強化

事業者における危機管理に係る取組として、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、2013年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っています。2015年度の報告会においては、2014年度の報告会で抽出された共通の課題等に基づいて原子力規制庁が策定した評価指標(案)を用いて、試行的な評価を行った結果等について意見交換を行い、これまでの訓練実績の積み重ねにより、訓練内容が着実に高度化してきていることを確認しました。